

かながわの市民後見人養成の現状と課題

～権利擁護人材養成のさらなる展開に向けて～

(市民後見人養成課題検討会報告書中間まとめ)

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

目次

1	検討会の目的-----	1
2	市民後見人養成の現状-----	2
3	神奈川県の場合-----	4
	（1）市町村における成年後見制度への取組み状況	
	（2）神奈川県内の成年後見制度の利用状況	
4	成年後見推進の基盤となる取組みの重要性について-----	7
	（1）市町の現状について	
	（2）市民後見人養成の経過と取組み例～伊勢原市社会福祉協議会～	
5	広域的な取組みについての検討-----	11
	（1）広域的な取組みについての整理	
	（2）広域で取組むことのメリットと課題	
6	今後の課題-----	13
	（1）基礎研修の現状と課題	
	（2）実践研修の現状～実施社協の例～	
	（3）実践研修の課題	
	（4）就任支援や活動支援を行う実施機関の現状と課題	
	（5）広域による後見実施機関の取組みについて	
7	今後の検討課題-----	20

参考資料

<横浜家庭裁判所>

成年後見事件の概況（横浜家庭裁判所概況）支部別統計-----	24
--------------------------------	----

<神奈川県>

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱-----	29
市民後見人養成講座基礎研修から後見人選任までの推移-----	34
平成27年度神奈川県市民後見人養成講座基礎研修実施要項・カリキュラム（参考：平塚市開催分）-----	35

<平塚市>

平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱-----	3 8
社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要領-----	4 3
平成 27 年度平塚市市民後見人養成講座（実践研修）開催要項-----	4 7
平成 27 年度平塚市市民後見人養成講座実践研修カリキュラム-----	4 9
「後見サポーター（法人後見事業の後見活動支援員）」について-----	5 0

<藤沢市>

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会市民後見人等養成事業等実施要綱-----	5 2
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会市民後見人等候補者バンク設置要綱-----	5 4
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会后見人等受任調整会議設置要綱-----	5 6
市民後見人養成事業支援員研修受講者等選考審査会要領-----	5 8
平成 27 年度藤沢市市民後見人養成講座（実践研修）開催要領-----	6 0
平成 27 年度藤沢市・綾瀬市市民後見人養成講座（実践研修）日程表-----	6 2
平成 27 年度藤沢市市民後見人養成講座（支援員研修）開催要領-----	6 3

<伊勢原市>

平成 27 年度伊勢原市市民後見人養成講座（実践研修）実施要項-----	6 5
平成 27 年度伊勢原市市民後見人養成講座（実践研修）カリキュラム-----	6 7
伊勢原市権利擁護協力員登録基準（H27.9.7 あり方検討会最終案）-----	6 8
伊勢原市市民後見人バンク運営要領（H27.9.7 あり方検討会最終案）-----	7 1

<海老名市>

平成 26 年度海老名市市民後見人養成講座（実践研修）実施要領-----	7 6
平成 26 年度海老名市市民後見人養成講座（実践研修）カリキュラム-----	7 8
平成 27 年度海老名市市民後見人養成講座（実務研修）実施要領-----	7 9
平成 27 年度海老名市市民後見人養成講座（実務研修）カリキュラム-----	8 1

<綾瀬市>

平成 27 年度綾瀬市市民後見人養成講座（実践研修）開催要綱-----	8 2
平成 27 年度綾瀬市市民後見人養成講座（実践研修）日程表-----	8 4
社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会市民後見事業実施細則-----	8 5



1 検討会の目的

認知症高齢者の増加や知的障害者、精神障害者の地域移行への支援の中で、成年後見制度の利用促進が課題となっている。課題に対応するためのひとつの方策として、全国において、また、神奈川県内においても市民後見人の養成がすすめられ、いくつかの市においては、市民後見人養成講座が実施されている。この状況にあつて、県内における市民後見人の養成をさらに推進するため、取り組むべき課題などについて検討することとした。

検討会を行うにあつて、検討会メンバーを対象にアンケート調査を実施した。

「市民後見人養成」をバックアップも含めて安定的に継続して実施して行く上では、一般市(政令指定都市・中核市以外の一般の市)や町村が「単独」で事業を「完結」させることを想定するのは現実的でない。特に、町村は、社協が法人後見事業を行っていない場合も多く、成年後見のノウハウのない組織が市民後見人のバックアップを行うことは想定しづらい。

広域実施の項目として①養成講座の広域実施(共同開催)、②後見サポーターとしての法人後見事業への受入、③個人受任した場合のバックアップの3つの要素があり、例えば、①の一部として「(実践研修)修了試験問題の共同作成や問題のプール」といったこと、③の一部として「市民後見人の賠償保険の一括(広域)運営」や「緊急時や複雑困難な課題の相談先の共同運営」などが考えられる。

基礎研修についての検証(振り返り)を行う必要がある。さらに、これから実践研修を行う市町村の役に立つものを残すことができれば良い。なお、検討する研修の課題としては以下の項目がある。

①応募資格について:年齢の上限/②基礎研修の広域開催の継続について/③基礎研修の事例検討について/④基礎研修と実践研修のカリキュラムについて/⑤実践研修 運営の手引きの作成について

後見バンク、損害賠償保険、継続的な研修や従事する際の市民後見人による費用負担など課題は多い。

県域においては未だ成年後見の相談体制や法人後見等の取り組みが未整備な町村があるが、市民後見人養成の財源となる都道府県の地域医療介護総合確保基金による「権利擁護人材育成事業」について、厚生労働省は次のように述べている。

都道府県は市町村への助言等の役割を担っていただくことから、今回の地域医療介護総合確保基金の活用を契機として、これまで先進的に取り組んできた市町村には引き続き実施してもらい、未だ取り組みが進んでいない市町村には新たな事業実施を促し、単独の市町村では対応が困難と思われる市町村には、複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促すなどして、管内のすべての地域で権利擁護人材の養成とその活動の支援が行われるよう、ご配慮いただきたい。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成27年3月2日・3日) 厚生労働省老健局

以上を踏まえ、本検討会では、今後市民後見人の養成を開始する市町村の取り組みに役立つよう、基礎研修の振り返りを含め、広域的な取り組みの方策を検討することとした。

検討に当たっては、都道府県の役割として、老人福祉法第 32 条の 2 には、体制整備の主体は市町村とされ、県は政策展開上の視点から助言その他の援助を行う役割であること、また障害者総合支援法においては、第 77 条第 2 項地域生活支援事業の中で、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができることとして「障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業」とされていることを踏まえ、①市民後見人養成・活動の考え方を提示すること、②養成だけでなく、活動支援や地域における権利擁護の基盤づくりの重要性を提示することとし、「広域的な取り組みや実施方法」を検討テーマとし、成年後見推進の基盤となる取組みや、市民後見人の研修や就任支援、活動支援について検討することとした。

2 市民後見人養成の現状

平成 12 年 4 月から介護保険法が施行されたことに伴い、判断能力が十分ではない者の権利擁護の仕組みとして、現在の成年後見制度が創設された。平成 26 年 12 月末時点で、後見、保佐、補助 3 類型の利用者数は 182,551 人となっている。

後見等に係る体制の整備については、老人福祉法第 32 条の 2 第 2 項等関係法において、都道府県の努力義務が規定されている。

老人福祉法（抜粋）

(後見等に係る体制の整備等)

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

厚生労働省が平成 27 年 1 月に公表した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」では、認知症高齢者及びその予備群が推計されており、平成 24 年には 462 万人(約 7 人に 1 人)であったものが、平成 37 年には約 700 万人(約 5 人に 1 人)に増加するとされている。

これらのことから、潜在しているニーズが多い一方で成年後見制度の利用がそれほど進んでいない状況が推測できる。また、後見受任者のトレンドも第三者後見が主体となり、平成 26 年には 65%が第三者後見人による受任となっている。

厚生労働省では、モデル事業として平成 23 年度から市民後見推進事業を実施してきた経過がある。全国的には、当初市民後見人の養成に焦点があてられたが、養成された市民後見人の継続的支援など課題が明確となり、後見実施機関の設置が重要な課題であるとの認識に変化してきた。そのため、市町村において後見実施機関の設置に向けた検討会の設置等取り組みが進んでいる。また、市民後見人の活動の意義についても、従来は、認知症高齢者の増加に伴う後見受任者の不足を補う人材という点から検討されたが、寄り添い型の後見活動ができる地域福祉を担う人材として認識が変化している。

市民後見推進事業については、平成 26 年度で廃止となったが、同事業に代わり、地域医療介護総合確保基金の「権利擁護人材確保事業」が補助事業メニューとして創設されている。国の示す「権利擁護人材確保事業」は、具体的には、都道府県指定都市社会福祉協議会において実施されている日常生活自立支援事業とできる限り一体的に事業が実施される体制を整えた上で、①市民後見人の養成、②家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦、市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言指導を行うなどの権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援の構築、③専門職との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築する等の取り組みを進めるものとされている。

なお、平成 28 年 3 月 31 日現在「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が国会で審議され近日中に可決成立すと予測される。同法は「成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的」としている。

この中では、利用の少ない保佐や補助の利用促進や本人への権利制限の見直し、死亡後の事務範囲についての基本方針を定めるとともに、「地域において成年後見人等となる人材の確保」として、地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずることなどを基本方針として定めるとされている。今後は関係する施策等の動向について注視していく必要がある。

3 神奈川県状況

(1) 市町村における成年後見制度への取組み状況

神奈川県においては、成年後見制度に関する事業を推進するため、神奈川県社会福祉協議会へ事業委託を行い、平成22年度に「かながわ成年後見推進センター」を設置した。加えて県内市町村社会福祉協議会への法人後見事業の実施のための支援、市民後見人の養成に関する検討会である「市民後見人養成あり方検討会」の設置や県内の市町村と連携し市民後見人養成講座を開催するなど取り組みを行ってきた。

その「市民後見人養成あり方検討会」では、市民後見人の養成に当たり、「成年後見人等の担い手に限りがありそうであるという『後見人不足』、すなわち、単に数が足りないからではなく、専門職後見・親族後見・法人後見・市民後見のそれぞれの特性を活かしたかたちで、役割分担しながら、市民後見を地域福祉の一環として育てていくこと」を理念としている。市民後見人養成の目指すところには、地域の権利擁護人材の育成やあらたな地域福祉の担い手としての期待があると考えている。

現状として、神奈川県では法人後見事業及び市民後見人養成の取組みについて、主に県西部や町村部に未実施地域が散見される。このことについては、市民後見人養成あり方検討会（平成24年度～25年度県社協実施）においても議論がされてきた。

③ 複数市町村による「広域実施」について

成年後見等に対するニーズは、ある程度のバラツキはあっても、全ての地域で生じ得るものと考えられるが、成年後見人等のサービス提供の資源・環境には、地域による差が極めて大きい。その意味では、市民後見人の育成・活用が、福祉諸法において市町村の努力義務とされていることをふまえるならば、単独の市町村によっては事業実施が困難な場合に備えて、複数市町村を対象とした「広域実施」の考え方を模索し、提案していくことも必要であると考えられる。

(中略)

いずれにしても、成年後見に関わる事業は長期的な事業実施が必要であることから、「広域実施」の検討・準備においても、対象と想定される市町村間の歴史的な経緯や地域特性などをふまえた検討・調整が求められる。

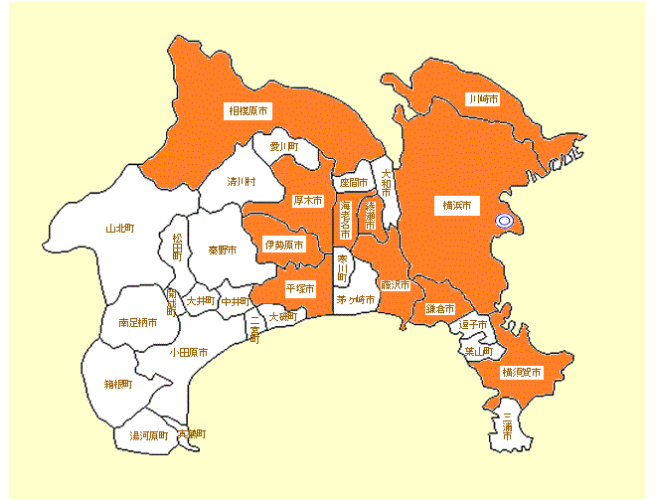
また、こうした「広域実施」の検討・調整にあたっては、県内の市町村間の格差の拡大を防止する意味で、県の主体的な機能発揮が必要である。

神奈川県における市民後見人養成のあり方について（最終報告）

平成26年3月31日 (福) 神奈川県社会福祉協議会発行

＜県内の法人後見実施社会福祉協議会＞

＜県内の市民後見人養成実施市町村＞



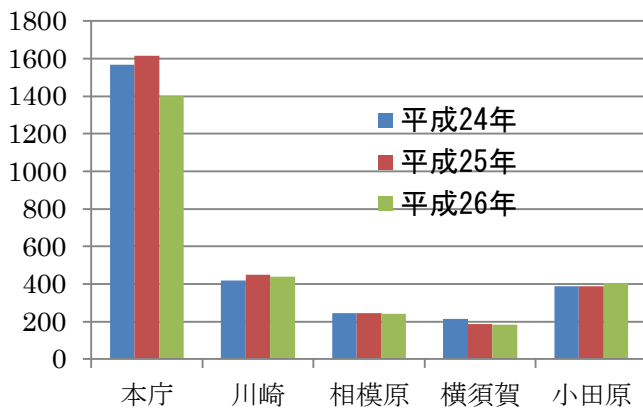
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
市町村	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	愛川町	寒川町	計
法人後見	●	●	●	過去に実施	●		●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	18
市民後見	●	●	○	●	●	○	○					○		○	○			○			11
●…受任実績あり ○…法人後見受任の体制がある、または市民後見人養成を行っている																					

(平成28年3月末日現在)

(2) 神奈川県内の成年後見制度の利用状況(本庁・支部別)

(※横浜家庭裁判所のデータを元に本会作成)

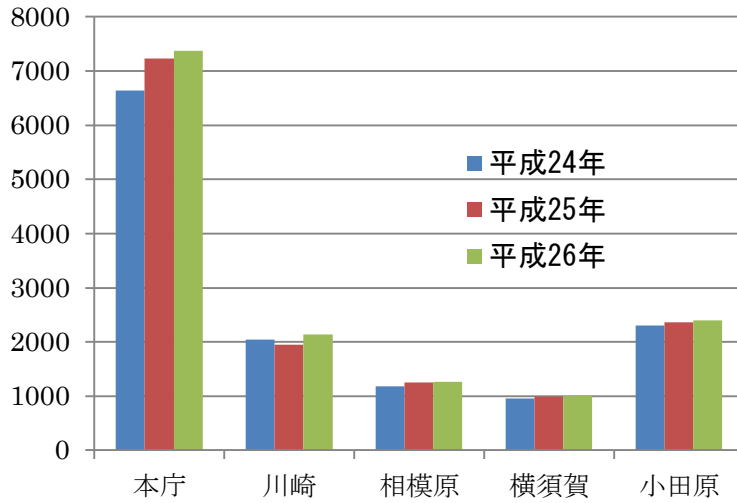
①横浜家庭裁判所・申立件数について



※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数(後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人)である。

	単位(件)					
	本庁	川崎	相模原	横須賀	小田原	総数
平成24年	1567	420	246	215	389	2837
平成25年	1616	449	245	185	386	2881
平成26年	1400	439	242	182	404	2667

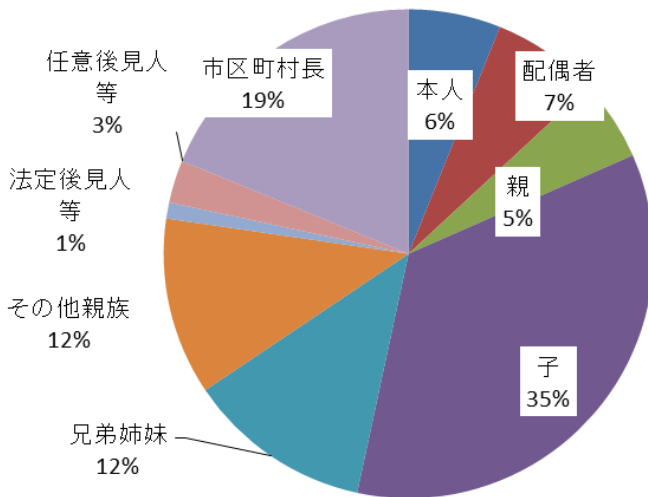
②横浜家庭裁判所・利用者数について



※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	単位 (人)					
	本庁	川崎	相模原	横須賀	小田原	総数
平成24年	6639	2041	1186	958	2300	13124
平成25年	7233	1946	1248	996	2360	13783
平成26年	7375	2141	1269	1007	2396	14188

③横浜家庭裁判所・申立人と本人との関係について (平成26年の状況)



※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で結局した事件を対象とした。

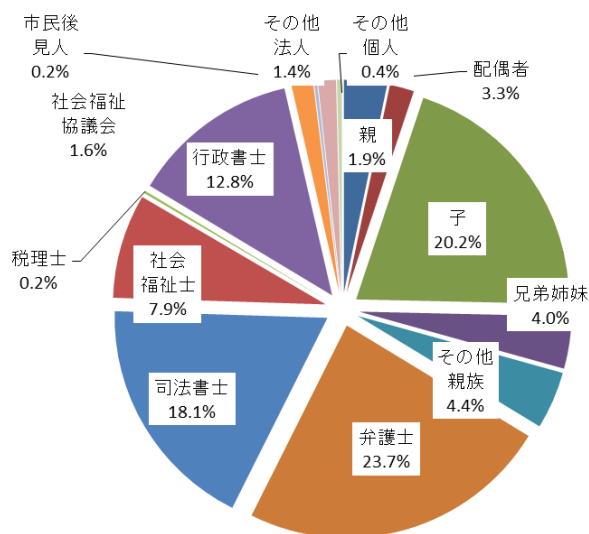
※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見事件の概況」に記載のとおり

	単位 (件)										
	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長	合計
本庁	89	99	68	474	184	173	18	47	0	277	1429
川崎	27	28	24	190	45	46	4	8	0	97	469
相模原	25	25	12	83	19	29	3	6	0	37	239
横須賀	15	9	7	77	31	23	1	7	0	17	187
小田原	10	30	34	130	54	49	3	9	0	85	404
合計	166	191	145	954	333	320	29	77	0	513	2728

④横浜家庭裁判所・成年被後見人と本人との関係別件数（平成26年の状況）



※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士	社会福祉協議会	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
本庁	47	27	253	52	61	381	290	95	2	175	0	20	6	20	3	1432
川崎	13	8	106	12	17	113	50	52	3	66	0	2	0	4	2	448
相模原	13	5	58	10	7	36	25	16	0	50	0	0	0	5	3	228
横須賀	7	4	61	9	11	32	48	11	0	9	0	2	0	0	1	195
小田原	8	6	67	24	22	76	75	40	0	44	0	20	0	8	1	391
合計	88	50	545	107	118	638	488	214	5	344	0	44	6	37	10	2694

4 成年後見推進の基盤となる取り組みについての重要性について

市民後見人養成に取り組む以前の課題として、地域の中で成年後見に関してニーズを把握することや法人後見の実施が前提となる。今後、市民後見人養成に取り組む市町村においては、これらのニーズを把握するための相談体制の整備や法人後見を基盤として市民後見人養成に取り組むことが不可欠と考えられる。

そこで（１）法人後見事業や市民後見事業未実施の市町の担当者に対してヒアリング調査を実施し、（２）成年後見・権利擁護推進センターの設置を予定し地域に根差した権利擁護推進基盤の設置を目指す伊勢原市社会福祉協議会のこれまでの取組経過を報告してもらった。

（１）市町の現状について

A市（社協の法人後見：準備中、市民後見人養成：検討中）（行政担当者）
○A市において成年後見制度に関するニーズや相談は増加傾向にある。
○市長申立ての事案も増加傾向にあり、利用支援事業の予算も増加している。
○社協では法人後見受任に向けた準備が進められているが、早急に体制整備を行う必要がある。
○行政では市民後見推進事業に関する検討会が置かれ、検討が進んでいる。

<p>○法人後見を実施する社協を市民後見人養成機関として位置付けることを考えている。</p> <p>○市民後見人の養成については、なるべく早く実施をする必要がある。</p>
<p>B町（社協の法人後見：未実施、市民後見人養成：未実施）（社協担当者）</p> <p>○B町において成年後見制度に関する相談は増加傾向にある。高齢関係の事案は主に地域包括支援センターで対応しており、障害関係の事案については、主に町内の知的障害者施設を運営している法人で対応している。</p> <p>○年に数件ではあるが町長申立て、申立て書の書き方、家庭裁判所への同行や候補者を探すことも地域包括支援センターで支援をしている。</p> <p>○町長申立ての際の受任候補者の選定等に手間取ることも多く、法人後見や市民後見の必要性は感じているが、組織体制や予算上の問題から実施をしたくても出来ない現状がある。</p> <p>○仮に法人後見を実施するにしても、行政や社協の規模、体制、予算等の面から単独で実施することは難しい。</p> <p>○小規模な町部の社協で法人後見が進まないのは、必要な人員が配置できないこともあるが、需要はあっても件数が少ないため、業務として成り立たせるのが困難だからではないか。</p> <p>○成年後見制度については、今後、町全体（行政・関係機関・町民を含む）の普及啓発を行う必要があると考えている。</p>
<p>C町（社協の法人後見：実施、市民後見人養成：未実施）（社協担当者）</p> <p>○C町は町部で法人後見を実施している数少ない社協の一つである。</p> <p>○C町では、行政と社協が一体となった計画を策定しており、町の地域福祉計画、社協の地域福祉活動計画に、それぞれ位置付けたことがきっかけとなり、社協で法人後見を実施することとなった。</p> <p>○社協としても社協の存在意義、将来の進展を考えると、権利擁護について力を入れていかなければいけないとの認識のもと社協で実施することを決めた。</p> <p>○行政と社協は日頃から緊密に連携を図り、相互に補完しながら事業を進めている、</p> <p>○事業実施に向けてはアンケート調査の実施や、理事会の理解を得る等の準備も大変であった。</p> <p>○法人後見事業は、社協の既存事業とは異質であり、社協で実施できるかという不安もあった。しかし、実施をしてみると社協の役割であり社協の存在意義を示す意味でも実施してよかったと思う。</p> <p>○法人後見事業がスタートしたばかりで、今すぐに市民後見人の必要性は感じていないが、今後に向けて地域の権利擁護人材を育成して、体制を整えて行くという意味では市民後見人の養成は必要だと考えている。</p>

（２）市民後見人養成の経過と取組み例 ～伊勢原市社会福祉協議会～

県内で先行して市民後見人養成に取り組んでいる市町村や社協では、地域の権利擁護や成年後見ニーズ、施策動向などを踏まえながら、2025年問題が取沙汰される10年後の来たるべき状況も見据えながら市民後見人の養成に取り組んでいる。

伊勢原市では、第5次総合計画及び第3期地域福祉計画に「市民後見人の養成」を掲げ、平成26年度に市民後見人養成基礎研修、平成27年度に実践研修を実施した。

一方、伊勢原市社協の権利擁護の取組みは、これまで法人後見事業や地域包括支援センター事業を通して市社協が受ける相談の現場ニーズが原動力となっている。この現場ニーズを元に、高齢者虐待防止ネットワークが機能していない実態を踏まえ「伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会」を設置し、アンケート調査や事例検証などの課題整理をもとに各機関の役割と行動計画（年次計画）を策定し、行政内部に市独自で「弁護士ホットライン」体制を整備するなど、権利擁護の積極的な取組みを展開してきた。その後市社協主催の「成年後見・権利擁護サポート連絡会」を設け、高齢、障害、成年後見、DV及び生活保護担当の行政各課と相談支援機関、成年後見関係団体が一堂に会して、縦割りでは無い「人」を中心としたネットワーク形成を図るなどの取組みにつながっている。さらには、前述のとおり市の総合計画や地域福祉計画策定時には施策を反映させるプロセスを経ながら、平成25年度には「成年後見事業あり方検討会」を設置し、権利擁護推進の基盤として平成28年度に権利擁護センターの設置を見据えている。

これらの現場のニーズを原点とした取組みを通して経過を見ると、次の特徴があると考えられる。

特徴1：相談現場からみえる現場のニーズをもとにした取組み

- 市社協の相談場面を通して、本人や世帯に多くの関係機関が関わっていながら、権利侵害が深刻化してしまっているケースが繰り返し発生している状況を重く受け止め、前述の虐待防止ネットワーク推進委員会の事務局を担うなど、社協の使命として「旗振り役」を担い、積極的な取組みを展開してきた。
- 実践の中で、事例の困難化を招いている要因は、単に支援者の資質の問題ではなく、定期的な人事異動等を背景とした行政機能の限界、介護保険制度をはじめとするサービスの多様化がかえってニーズ中心の支援体制をとりづらくさせているという、仕組みの問題、構造的な課題が大きいことが明らかとなった。早期発見・対応や予防の仕組みを進めるには、「権利擁護」の看板を掲げた新たな地域資源（機能）の創出の必要性を実感した。

特徴2：地域の権利擁護推進に向けて市民後見人養成をひとつの契機としている

- 親族後見人の高齢化等に伴う第三者後見人の必要性の背景には、課題認識として、
 - ①市長申立てにつながらないジレンマ。後手に回る虐待事案などを早期に対応するための仕組みが必要
 - ②市民のみならず、相談機関の職員をサポートする専門機関が必要
 - ③職員個人のつながりに頼った支援ではなく、誰でも使えるシステムとすること

- ④しっかりと位置づけを行うためには、行政の施策である必要がある。ただし既存の仕組み（包括など）があるなか、財源の担保がないものは施策反映することは困難
- ⑤実績を積むこと、また、施策の方向性や他市の方向性を踏まえつつ、機が熟すのを待つなどがある。

以上のことから、現場ニーズの課題を市民後見人養成という機会を捉え、フィールドとして活用し、権利擁護推進に活かしていることがわかる。

特徴3：行政や関係者との合意形成を大切にしている

- バックアップ体制が伴った市民後見人の養成や、成年後見・権利擁護を推進するセンターという仕組みづくりの上では、合意形成のステップを重視し、前述の「成年後見・権利擁護サポート連絡会」の場面を活用し、相談支援機関のニーズの確認やセンター機能への期待の把握、一方で各団体の自らの役割の発信など、共通認識づくりと合意形成をはかっている。
- 行政との合意形成は、市社協から市に提案し、市と市社協の話し合いの機会を継続的に設け、また市財政担当部局との調整が必要となることから、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」には行政の管理職者に委員として参画を要請している。
- この動きと並行して、市社協の組織内部でも2年をかけて役職員の共通理解をはかるとともに、市民後見人養成計画をふまえ、法人後見の受任要件の拡大とともに継続的な事業運営のために、次世代の職員にも立ち上げ当初の事業の理念や関係者の思いを引き継ぐことを意識して、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」には、市社協の関係業務担当職員は全員参加の体制としている。

特徴4：個別のニーズから見える課題を権利擁護の仕組みの確立につないでいる

- 「（仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター」構想において特筆されるのは「権利擁護事例のケース検討（常設を想定）」が、役割機能として明確に打ち出されている。
- 支援者の「旗振り役」と「伴走役」として、「困ったらいつでも市社協に相談に来て」ということを、いま以上に、かつ組織的に行っていくために、継続性・専門性を備えた「センター」を打ち立てることをめざしている。

5 広域的な取組みについての検討

(1) 広域的な取組みについての整理

広域的な取り組みや実施方法を検討するため、検討会では、県外の実施事例について、①近接自治体への委託や共同実施、②大阪で実施されている広域自治体委託型（県実施型）の典型例をモデルに、取り組みの内容ごとに、メリット等について整理した。

取り組み内容		①近接自治体委託・共同型	②広域自治体委託
養成講座	基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> ○座学部分が多いため経費、講師、事務等の費用対効果の点からスケールメリットがある。 ●開催会場により、遠隔地となり受講者負担が増える。 	
	実践研修	<ul style="list-style-type: none"> ○単独実施が困難（経費、場所、講師等）な自治体の養成の要請に対応できる。 ○修了試験等を相談し合えるためむしろ共同の方がよい面がある。 ○内容・講師が同じという点で同一水準の研修が行える。 	
就任支援	<ul style="list-style-type: none"> 後見支援員雇用 バンク運営・管理 後見人登録バンク フォローアップ研修 候補者推薦 相談・他機関連携／ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人後見事業が行われていない市町村社協の後見支援員雇用の問題 ●異なる市町村に居住する被後見人に対する後見業務を担うことの是非 ●就任に結び付かない場合のフォローの問題 	
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 後見実施機関設置 損害賠償保険加入 個別相談対応 受任後の事務支援 ブラッシュアップ研修 後見監督機能・家庭裁判所への事務報告等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人の養成は継続的な事業実施が前提となるため、事業廃止等事業内容を変更することが難しい。 ●責任主体があいまいになりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償保険加入については市町村ごとに保険事業者とやりとりをする手間が少なくなる。スケールメリットとして、加入者の増加により保険料負担が下がる可能性がある。

注： ○メリット ●課題

(2) 広域で取り組むことのメリットと課題

検討会では、単独市町村での市民後見人の養成や後見実施機関の設置は人的・体制的な困難さ、特に小さな規模の町村毎に行うのはさらに困難であり、広域で取り組むことにメリットがあるという意見がある一方で、「広域または共同」ということを考える上では、事業主体が誰なのか、実施責任はどこにあるのかということを確認したうえで検討すべきという意見や、市民後見人の養成は講座だけではなく、実施機関や支援体制を整備することが重要であること、さらには法人後見未実施の社協が市民後見人の養成を行うことの難しさ等について議論された。

		メリット・課題
養成講座	基礎研修	○広域的に複数市町村を対象とした基礎研修の実施については、役割の分担による労力の軽減やノウハウの共有化による実践力の向上などのメリットがある。
	実践研修	○複数市町村による実践研修の、特に座学部分は広域又は共同開催のメリットがあると考えられる。現在の実践研修は市町村により内容が異なる部分があるためレベルがある程度一定となるよう研修等を行なう事が望ましい。 ○その他、養成事業の事務マニュアルの作成、実践研修の修了試験（効果測定）の実施、試験問題のプール、家庭裁判所の講義などの取組みについて、広域又は共同実施の意義がある。
		○養成研修はある程度フォーマットがあり、養成後の活動支援ができるのであれば、養成講座の広域又は共同開催はメリットがある。就任や活動支援の段階を見通すことができるかどうかは課題。
就任・活動支援	○市民後見人名簿登録者に対するフォローアップ研修は市町村単独ではカバーしきれない面があることから、広域又は共同実施を望む。 ○修了者に対するマッチングの基準やサポーター活動の範囲等、市民後見人養成実施者の情報共有を期待する。 ○市民後見人名簿の共有化を期待する。 ○養成後のバックアップ体制（就任支援、活動支援）や受任につなげる就任支援の過程は市町村が実施主体であり、広域又は共同実施では調整が必要になり、実際には難しい。	
実施機関の運営	○広域又は共同実施の内容として損害賠償保険加入の団体制度を活用した一括とりまとめ、第三者として市民後見人の事務をチェックする機能。	

検討の中では、養成講座を広域又は共同開催することは、メリットがあるとされた。しかしながら、就任や活動支援については、実施主体である市町村の実施責任の観点から、課題となる点が多く挙げられた。また実施形態（広域・共同）による違いを整理する必要性を指摘する意見があった。

6 今後の課題

(1) 基礎研修の現状と課題

基礎研修の現状

神奈川県から委託を受けて本会が実施している「市民後見人養成講座・基礎研修」は、実践研修の実施を予定している市町村と連携・協働し、当該市町村の住民のみを対象として基礎研修を実施している（実施の概要はP35 参照）。

この基礎研修は、当該市町村住民を対象とした事前説明会を実施し、説明会に参加した者のみ、受講申込みを可能とし、応募動機が記載された受講申込書や作文などを元に審査を行った上で受講対象としている。また、成年後見制度に関心のある方を対象として、講座の一部を県民講座として公開する形をとり、成年後見制度に関する知識を得たいという受講ニーズにも対応している。

課題：基礎研修・県民講座と今後の権利擁護人材育に向けた課題の整理

現状の基礎研修は、神奈川県全域を対象としたものではないが、それは、今後実践研修を予定している市町村以外を対象にしても、それに続く実践研修がなく、就任支援や実施機関がないことの課題が大きいためである。受講しても実践研修がない基礎研修のみの修了となるため、研修の有効期間やその間の対応等の課題が生じることなどが理由である。

一方、国の「権利擁護人材育成事業」においては「認知症の人が、成年後見制度の利用にいたる前から、切れ目のない権利擁護の支援体制が構築されていることが重要とされており、地域の実情に応じて実施されている日常生活自立支援事業と連携して事業を実施するなどして、市民後見人だけでなく生活支援員も一体的に養成することなどが考えられる。」とされている。

また、市民後見人養成研修修了者の中でも法人後見支援員としての活動を継続して希望する者、日常生活自立支援事業の補助的な役割で活動する者、地域の成年後見の普及啓発の役割を担う者など、修了者の活動は今後その広がりが予想される。なお、家庭裁判所の選任の傾向にも注意する必要がある。

市民後見人の養成に加え、今後地域の中で権利擁護推進の担い手となる人材の養成・確保についてもその目的の整理や実施方法を検討する必要がある。

現在県民講座として、成年後見制度に関する知識の普及啓発に努めているものの、今後は、地域における権利擁護人材の裾野の拡充も視野に入れながら、基礎研修・県民講座の課題や実施方法などを検討する必要がある。

課題：応募資格や選考基準

- 研修期間が長期に渡るため受講者の年齢の上限についての検討が必要
- 受講審査基準における「地域活動の有無」の評価
- 基礎研修での受講生評価は重要、面接での意向確認や評価についての検討

課題：テキスト・カリキュラムについて

- 神奈川県内の実情（横浜家庭裁判所の運用や書式、神奈川県内の市町村長申立ての状況）をふまえた神奈川版「テキスト」作成の検討
- 介護保険制度、生活保護制度、障害者総合支援、年金制度、税などの共通の施策と市町村独自施策の基礎・実践への割振り・精査
- 後見人としての実際・責任の重さや現実的な部分等のカリキュラムへの反映

(2) 実践研修の現状 ～実施社協の例～

実践研修の現状については、平成 24 年度から基礎研修に取り組んでいる平塚市社協の実践例から現状についてみていきたい。

1) 平塚市における市民後見人養成・3 か年の実施概要

平塚市社会福祉協議会では、平成 24 年度の県社協主催の「基礎研修」開催を受ける形で、翌 25 年に第一期の「実践研修」を開講して以来、本年度までの 3 か年、「実践研修」を開催してきた（平塚市からの委託事業）。

「実践研修」の内容は、「神奈川県における市民後見人養成のあり方について（最終報告）」（平成 26 年 3 月）の別表 4（同報告書 16～23 ページ。以下「科目概要及び基本テキストとの対応表」という。）に準拠しつつ、より効果的な内容となるよう若干の科目・内容を追加して実施してきた。「実践研修」の時期は、25 年度と 26 年度が 10 月から 12 月まで、27 年度が 7 月から 11 月まで実施した。

過去 3 か年の「基礎研修」修了者は 38 名であり、「実践研修」の受講申込者は 36 名、「実践研修」修了者は 34 名であった。

「実践研修」を修了された方については、平塚市の場合、本会（市社協）の実施している法人後見事業の支援員（「後見サポーター」）として雇用し、後見実務の経験を積んでいただいた後、一定の条件のもと審査を経て、「市民後見人候補者名簿」に登録することとしている。平塚市では、28 年 1 月に 3 名を「市民後見人候補者名簿」に登録し、翌 2 月、横浜家庭裁判所小田原支部に、個人としての成年後見人等への選任申立てを行い、3 名が選任された。

2) 平塚市における「実践研修」の特徴、工夫した点

平塚市の「実践研修」では、前記「科目概要及び基本テキストとの対応表」の内容・時間数を検討し、次のような内容の充実・科目の追加を行ってきた。以下、内容の充実・科目の追加のねらいを含めて整理する（以下の記述は、直近の27年度開講分を基本としている）。

- ① 「社会保障・社会保険の基礎」の追加 「関係制度・法律」の前提として、独自科目として「社会保障・社会保険の基礎」（30分相当）を設け、主に福祉法制・施策に共通する基盤の理解の充実を図った。
- ② 「人権・権利擁護の理念」の追加 基礎研修においても「地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念）」が教授されているが、実践研修においても「人権・権利擁護の理念」（30分相当）を設け、成年後見人・市民後見人が、権利擁護の担い手であることをあらためて、伝えている。具体的な講義内容としては、「平塚市人権施策推進指針」等を用いている。
- ③ 「体験実習についての留意点」の充実 「体験実習についての留意点」について、「科目概要及び基本テキストとの対応表」においては30分の時間数が配当されているが、福祉領域での経験等のない受講者から不安等の意見もあったことから、時間数を大幅に増やした。具体的には、第1日目に科目「体験実習についての留意点①」を置き、体験実習の全体のあらましを伝えた。第3日目にも科目「体験実習についての留意点②」を置き、実習先である知的障がい者施設の方を招き、施設の概要や利用者さんとの接し方について講義いただいた。さらに、実習前の最終講義日である第4日目の「体験実習についての留意点③」の科目により、実習前の最終確認を行った。
- ④ 「市長申立（利用支援事業を含む）」の追加 市民後見人が担う可能性のある事案が、通常の親族や本人による申立ではなく市町村長申立によることが多いと考えられることから、「市長申立（利用支援事業を含む）」（60分相当）の科目を設けた。
- ⑤ 「確認テスト」の実施 最終日に「効果測定（修了試験）」を実施しているが、知識の整理をしたり、修了試験の出題形式に慣れたりするため、最終日の前の開講日に「確認テスト」（30分相当）を行っている。この「確認テスト」は、前年度の修了試験問題を使用し、その結果を試験問題の難易度の調整や受講者の理解度の比較などに使用している。

また、「実践研修」の成年後見の実務に関する講義・演習においては、後見人等の受任実績のある専門職の方々を中心に講師を依頼している。そこで、実務に根差した内容の講義について、その一部を公開講座として、地域の保健福祉関係機関・施設従事者に公開している。

具体的には、25年度と26年度は「申立手続き書類の作成・財産目録の作成」（180分相当）を、27年度は「関係制度・法律④生活保護・健康保険制度・年金制度」（90分相当）と「市長申立（利用支援事業を含む）」（60分相当）の2科目を公開講座として公開した。

3) 「実践研修」実施における課題

- ① 上記2)に記載のとおり、「科目概要及び基本テキストとの対応表」に準拠しつつ、内容・時間数を検討し、内容の充実・科目の追加を行ってきた。このことから、平塚市以外の地域での実施実績をもふまえ、カリキュラムの精査・改訂も検討すべきではないだろうか。
- ② 神奈川県内の実情（横浜家庭裁判所の運用や書式、神奈川県内の市町村長申立の状況）をふまえた、基本テキストの作成。
- ③ また、「効果測定（修了試験）」の作問・評価については、単一の実施主体のみによっては、試験問題としての精度の確保や評価基準の統一・維持を図ることに少なくない困難があることから、市民後見人養成講座（実践研修）の中長期的な安定的運営のために、実施主体がノウハウの蓄積や助言・支援を受けることのできる仕組みの検討が望まれる。

(3) 実践研修の課題

課題：神奈川県版テキストの作成

○神奈川県内の実情（横浜家庭裁判所の運用や書式、神奈川県内の市町村長申立の状況）をふまえた神奈川県版「テキスト」作成の検討

課題：修了試験問題の共有化・プール

修了試験・効果測定の問題作成

課題：実践研修運営マニュアル作成

講義の必須事項や講師情報や実務・体験実習等の資料のマニュアル化

(4) 就任支援や活動支援を行う実施機関の現状と課題

今回の検討会では、就任支援や活動支援については、市により進行度合いが異なり、平成 28 年 2 月末現在、県域では個人受任に至ってなく、現段階では検討が難しいということから今後の課題となった。

なお、市民後見人養成に取り組んでいる市町村社協にアンケート調査を実施したところ、その回答によれば、以下のような課題が挙げられた。

○「後見候補者とはならない修了者」の権利擁護人材としての活用

養成した人材について、後見活動以外に活動してもらえる分野を設けられないか

○職員の人員体制・経費等の予算

○受任調整会議の運営・市民後見人バンクの管理

○成年後見関連 NPO 法人との連携

(5) 広域による後見実施機関の取組みについて

神奈川県内の町村では、成年後見ニーズの把握が十分ではなく、法人後見事業未実施のところも多い。市民後見人養成の広域実施を具体的に検討しているところはないものの、単独町村での市民後見人の養成や後見実施機関の設置は、人的・財政的に困難な面があることが予想される。広域で取組を行う意向のある町村に対しては、今後、情報提供や具体的な検討に当たって必要な支援を行う必要がある。

なお、広域実施を検討する上では、法人後見事業の実施が必要であり、後見サポーターの OJT、複数後見や後見監督を視野に入れた受任体制を構築したうえで、市民後見人養成を行っていくことが重要である。また、養成研修だけでなく家庭裁判所の選任に備えた支援体制の構築や後見実施機関の設置などが重要なことであるとの認識を踏まえる必要がある。

平成 28 年 3 月 7 日に開催された国の介護保険高齢関係課長会議によれば、地方自治法による連携中核都市圏の取組を活用した成年後見センターの例が取り上げられている。

○複数の市町村における共同の実施については、総務省が主導で実施している「連携中核都市圏構想」による取組がある。「連携中核都市圏構想」は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点（「連携中核都市圏」）を形成することを目的として、地方自治法を改正し、平成 26 年度から開始し

た取組みである。

- 連携中枢都市圏は、①指定都市や中核市などが連携中枢都市を宣言し、②近隣の市町村と連携中枢都市形成にかかる連携協約を締結し、③連携中核都市圏ビジョンを策定することを要件としており、要件が満たされた場合には連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税の対象となり得るものであるため、特に指定都市や中核市に積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県においても管内の核となる都市をはじめ周知されたい。
- 本構想や取組の事例については参考資料を掲載しており、その一つとして成年後見制度の相談、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するために「成年後見支援センター」を設置・運営し、周辺の住民等も対象に、共同利用の形で相談業務等を実施している圏域があるので、取組の参考とされたい。

平成28年度3月7日 全国介護保険・高齢福祉担当課長会議 P132

就任支援や活動支援を実施する「後見実施機関」について、国からの補助を受け市民後見人養成研修のカリキュラム作成等を行っている（特非）地域ケア政策ネットワークの「後見実施機関の運用に関する調査研究事業報告書」によれば、広域実施については、次のとおりとされている。

- 地方自治法では、一自治体として事務を行うことが困難な場合、法人の設立を要さない事務の共同処理の仕組みが設けられている。市民後見事業に関しても、自治体単独による事業運営が困難な場合、隣接する自治体などと共同でこれにあたり、人材等を確保するといったこともできる。こうした法的スキームを積極的に活用した運営モデルの構築が求められている。
- 例えば長野県飯田市では下伊那郡13町村と定住自立圏形成協定の追加協定を行い、成年後見センターを設置している。
- 現実に郡部・町村部の後見ニーズの受け皿が課題となっており、都道府県主導による広域調整の必要性は大きい。福祉分野では郡部福祉事務所などの前例があり、司法過疎地域における都道府県の役割も求められる。
- 市民後見事業の広域実施の例としては大阪府社会福祉協議会によるものがある。

「後見実施機関の運用に関する調査研究事業報告書(平成27年3月)」

特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク発行

なお、他都道府県の広域的な取組については、次頁のとおりである。

＜他県における広域実施の取組例＞

平成28年3月 本会まとめ

広域実施の形態		地方公共団体の組合	一般社団法人	NPO委託	社協委託・補助				
名称	長野県内の成年後見センター（単独、広域）								
	①佐久広域連合成年後見支援センター	②一般社団法人 多摩南部成年後見センター	③NPO法人 知多地域成年後見センター	④小樽・北しりべし成年後見センター（小樽市社会福祉協議会）	⑤松本市社協成年後見支援センター かけはし	⑥上伊那成年後見センター	⑦上小園域成年後見支援センター	⑧いいた成年後見支援センター	⑨大阪後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）
地域	長野県/佐久圏域の11市町村（小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡の町村）	東京都/調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市	愛知県/知多半島5市5町（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）	北海道/北後志圏域6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）	松本圏域/塩尻市除く	広域、伊那市社協	広域、上田市社協	広域、飯田市社協	(2015年度 大阪府域17市町) 岸和田市、豊中市、高槻市、富田林市、河内長野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町、池田市、東大阪市、羽曳野市、大阪狭山市、八尾市、泉佐野市、貝塚市、田尻町
設置体制	11市町村による共同設立、共同運営	5市による共同設立、共同運営	5市、5町からの委託	設置主体：小樽市社会福祉協議会	2市5村からの補助金で社協が設置	社協委託	社協委託	社協委託	社協委託
設立年度	2013年	2003年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年	2013年	1997年 大阪後見支援センター設置
人口	約21万人	約72万人(2015年1月1日現在)	約61万人	約15万人(2016年2月)	約36万人	約19万人	約20万人	約17万人	約530万人(大阪市、堺市除く ※2016年2月1日推計人口)
事業予算	20,621,000円(2015年度) (市町村分担金20,621,000円)	83,967,000円(2015年度) (5市負担金61,626,000万円、利用料21,920,000円、諸収入421,000円)	約28,000,000円+会費収入(2012年度) (委託金約2800万円)	24,219,000円(2015年度) (うち19,819,000円が6市町村負担金)	26,219,000円(2015年度) (うち19,819,000円が6市町村負担金)	12,777,000円(2015年度) (市町村委託金10,917,000円、利用料収入1,860,000円)	23,344,000円(2016年度) (市町村委託金22,784,000円、事業収入560,000円)	18,641,000円(2015年度) (市委託料18,000,000円、成年後見業務利用料他641,000円)	14,270,000円(2015年度) (17市町村委託金(地域医療介護総合確保基金・権利擁護人材育成事業))
職員体制	正職員2.5名(所長1名一兼務、社会福祉士1名、事務員1名)	常勤職員5名、非常勤職員11名	正職員6名、非常勤職員3名	事務局：所長1名、主任1名、相談員2名、事務員1名(うち社会福祉士3名、精神保健福祉士1名)	正職員4名(社会福祉士)、嘱託職員2名	正職員2名(社会福祉士)、兼務職員1名(社会福祉士)	正職員3名、嘱託職員1名(2016.4～)	正職員3名、契約職員1名	所長(嘱託)1名、正職員2名、嘱託職員4名、非常勤職員3名
受任件数、市民後見人養成人数	—	法人後見：139件 後見監督：23件(全て社会貢献型後見人) 市民後見人養成：26名修了(2014年度累計)	法人後見：後見類型：97件、保佐類型：46件、補助類型：8件 計151件(2013年3月末現在)	法人後見：後見32件、保佐6件、補助1件 計39件(2016年2月末現在) 市民後見人登録者：48名(うち12名が活動休止中)	法人後見：後見54件、保佐12件、補助2件 計68件(2016年1月末現在) 市民後見人養成：22名修了	法人後見：52件(2016年2月末) 市民後見人養成：18名修了	法人後見：13件(2016.2月末) 市民後見人養成：48名修了	法人後見：9件(2015年度)	市民後見人受任：後見33件(2012年度～2015年度) 市民後見人バンク登録者 127名(2015年度末)
設立背景	障害者自立支援協議会の権利擁護部会が提案。同会と同じ11市町村で出来ていたネットワークを基にセンター設立となる。	2000年4月介護保険制度の施行により、サービス提供を受けるにあたり、契約が必要となった契約能力(資力など)がない独居老人のためには後見制度の利用が必要と考え、次のような調査を行った。調布市が「高齢者、知的障害者及び精神障害者に対する意識調査」や先進的な関係機関(横浜市、足立区)実態調査を行い、「調布市利用者保護施設調査検討委員会」を設置、近隣7市もオブザーバーとして参加。 2002年、3年間の調査研究の結果を踏まえ、支援の提供を行う支援法人を広域的に立ち上げるとともに、総合的な支援体制を構築する方向性に至る。 2005年～「東京都成年後見活用あしん生活創造事業」の構成5市推進機関として受託。	単独実施は困難かつ、5市5町で成年後利用促進に温度差。 NPO職員、社協職員、福祉関係職員らによる非公式な会議からスタート。 東濃成年後見センターをモデルとして開設。	弁護士、司法書士等の専門職と小樽市高齢者懇話会「社つどい」の方々を中心として発足した委員会より、成年後見センター設立を強く訴える調査報告書が小樽市へ提出された。調査報告にあたって後見専門職によるヒアリング調査を実施、後見ニーズを具体的に把握した小樽市は設置要望の3か月後に小樽市社会福祉協議会を法人後見実施主体として選定し、事業開始に向けた準備がスタートした。センター設置と同時に「小樽市中部地域包括支援センター」も同所へ移転させ、利用者の利便性を図った。 国の「定住自立圏構想」に基づき、中心市である小樽市と5町間で協定が締結され、後見センター設置はそのメニューの1つにも位置付けられている。	2005年ごろ、悪徳商法の被害にあった精神障害者などの事例から、市が成年後見制度のノウハウ収集のため資格者団体(弁護士会、司法書士会、社福士会等)に働きかけ2007年4月「松本市権利擁護実務者連絡会」を設置。実際に検討された事例から、成年後見制度を必要としているが候補者がいない方のセーフティネットとしてセンター設置の必要性が挙げられる。設置方法については新たな法人を立ち上げるには時間と経費がかかるため、社協に設置することとなった。	若い障害者や後見報酬が見込めないケースなど、専門職後見人では対応が困難な事例が増加してきた。支援対策構築モデル事業を経て、郡内行政で検討会を行い設立に至った。	認知症高齢者の増加、障害者を支援してきた家族の減少、悪徳商法や詐欺の増加など、高まる後見ニーズに対し小園域障害者総合支援センター等が相談を受け、専門機関に繋げてきた。報酬負担が難しい低所得の方には一部ボランティアで後見受任していた例もあり、本来望ましい体制ではない上、限界もあることから、より専門的な相談を一貫して行う機関として成年後見支援センターの設置が求められた。	平成23年11月から飯田市が下伊那郡内の町村、関係機関、専門職団体等に呼びかけて、成年後見制度利用促進検討会を開催し、検討を進めてきた。飯田市は定住自立圏形成協定に基づいて、下伊那郡の13町村とセンターの設置及び運営に関する協定を結び、飯田市からの委託業務として飯田市社協がセンターの運営を行うことになった。	1997年大阪府社会福祉審議会答申を受けて大阪後見支援センター設立。2003年～2009年成年後見制度検討会。2011年より市民後見人養成講座開始 2012年 7市2町、岸和田市が受任 2013年 11市2町 2014年 13市2町 2015年 14市3町、10市町で受任 2015年 14市3町が市民後見人養成講座実施
事業内容	相談支援 ・制度利用の相談 ・申立て手続き支援 ・弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職とケース検討会 ・高齢者相談ケース連絡会 ・法人後見や第三者後見人の情報提供	・法人後見受任 ・後見監督人への就任 ・制度利用の相談 ・専門職後見人の紹介 ・本人及び親族の意思に基づく葬送の執行 ・市長申立てに必要な親族調査及び書類準備 ・巡回相談(毎週木曜日)	・法人後見受任 ・制度利用の相談 ・弁護士、司法書士などへのケース紹介 ・関係機関とのカンファレンスへの参加 ・巡回相談(毎週木曜日)	・法人後見、後見監督人等の受任事業 ・成年後見制度の利用等に関する相談事業 ・市町村長申立て手続きに関する支援事業 ・親族後見人等の支援事業	・法人後見受任 ・制度利用の相談及び手続き支援 ・専門相談(毎週火曜日 弁護士、司法書士)	・法人後見受任(法人として適切な後見人候補者がいない事業を受任) ・権利擁護相談 ・専門職、親族後見人との連携学習会 ・自治会への訪問研修会	・法人後見受任 ・成年後見制度に関する相談・アドバイス・手続きの支援 ・第三者後見人の紹介 ・関係機関との連携強化	・法人後見受任 ・成年後見制度、権利擁護に関する専門相談 ・親族後見人等の支援	・成年後見制度等権利擁護に関する関係機関の相談支援 ・電話相談、弁護士・社会福祉士による専門相談(毎週木曜)を実施 ・日常生活自立支援事業に関すること
普及啓発・人材育成	・一般市民向け関係団体向け講座、研修会の開催 ・出前講座の実施 ・研修会への職員派遣	・制度の広報・普及啓発 ・市民後見人の養成・育成	・一般市民の理解促進目的のイベント開催 ・市民後見人等の養成を目的とした講座開催 ・支援員等の養成を目的とした講座(成年後見サポーター養成講座)などを開催	・市民後見人の養成・支援事業(センター開設までは「社つどい」が養成、2010年以降はセンターで養成) ・成年後見制度の普及・啓発及び研究事業 ・先進地視察(2010年度 大阪市・品川区各成年後見センター、2015年度品川区・北九州市各成年後見センター)	・研修会への職員派遣 ・法人後見支援員研修 ・成年後見人等のつどい開催 ・市民後見人の養成	・成年後見セミナー ・研修会への職員派遣 ・ハンドレットの作成 ・市民後見人養成研修	・講演会の開催 ・研修会への職員派遣 ・市民後見人の養成講座 ・市民後見人養成講座修了者の中から選考し、法人後見支援員として最低1年間活動。その後、選考委員会を経て、市民後見人として推薦。	・研修会、出前講座、広報活動 ・関係機関との連携 ・市民後見人に関する調査研究	・シンポジウムを年2回開催(うち1回は大阪市・堺市と合同開催) ・市民後見人バンク登録者研修 年8回開催
広域実施等における工夫		市民後見人受任促進を目的に法人後見で受任し困難性が低くなったケースを市民後見人に移行、センターはその後見監督人として関わる「多摩南部方式」を採用。		・地元社協と協定を結び、連絡所として被後見人等の預貯金通帳の保管、預かりを依頼している。地元の市民後見人が入出金する際の点検等を行っている。 ・地元の市民後見人が担当することを嫌がる方もいるため、被後見人等の希望もふまえて担当市民後見人を選任している。					市民後見人への日常的な相談は、市町・一部市社会福祉協議会が担当。専門相談は、弁護士会・社会福祉士会・リーガルサポートと各々契約し、府内6地域ごとに担当職員(計18名)を派遣。 ・定期専門相談：受任直後、1・3・6か月後、以降半年ごとに実施 ・随時専門相談：課題が生じた場合に実施 大阪府、政令市2市(大阪市、堺市)の行政、社会福祉協議会と定期的に合同事務局会議を開催し、同一理念・基準による事業実施のため、情報交換や事業調整を行っている。「市民後見人活動の基準(マニュアル)」を作成
課題		・低所得者を対象として設立されたが、負債がある依頼も発生。債務整理には自己破産や建物明渡請求などさらに専門性を要する財産管理が求められている。		・身寄りのない方が施設入所する際、身元引受人がいいため死後の事務を心配して成年後見人を選任して欲しいという希望が多い。身寄りのないケースの死後事務の取り扱い窓口の設定や対応方法について6市町村からの協力を得られるよう打診中である。 ・資力の乏しい方が施設等に入所した後、空き家となった家屋の管理(積雪による倒壊の恐れのある家屋)が必要。除排雪や解体の費用を確保できない場合、センター職員が除雪作業等の事実行為を行うことがある。底地が借地の場合も多く、売却できない家屋が多いため、苦慮している。					・大阪府計画目標：府内全域43市町村(大阪市、堺市含む)における事業展開 ・バンク登録者の受任促進 ・市民後見人活動の府民、関係機関への周知 ・今後の事務局体制の検討

7 今後の検討課題

全3回に及ぶ本課題検討会では、以下の点が課題として挙げられている。

1 基礎研修

今後の権利擁護人材育成に向けた課題の整理

受講者の年齢上限、選考基準

テキスト等

2 実践研修

運営の手引きの作成について

研修の共同実施

修了試験問題の共同作成等

3 後見実施機関に対する支援

後見実施機関に対する情報支援（情報共有のための会議等の開催）

市民後見人活動支援の手引き等の作成

市民後見人の賠償保険の一括（広域）運営

4 法人後見未実施社協に対する事業推進

5 広域実施先行事例に関する情報提供

参 考 资 料

成年後見関係事件の概況(横浜家庭裁判所概況)

【本庁】 ※数値はいずれも自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

(資料1)申立件数 ※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人
平成24年	1,567	1,277	175	52	63
平成25年	1,616	1,327	177	59	53
平成26年	1,400	1,126	185	44	45

(資料4)申立人と本人との関係について

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
平成24年	1,564	58	110	81	650	187	224	11	49	0	194
平成25年	1,745	74	135	90	690	229	209	11	46	0	261
平成26年	1,429	89	99	68	474	184	173	18	47	0	277

※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料10)成年後見人と本人との関係別件数

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。
※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況」に記載のとおり

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉士 議会	社会福祉協 会	税理士	行政書士	精神保健福 祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
平成24年	1,398	49	45	400	57	91	224	238	89	19	3	156	0	0	0	20	7
平成25年	1,679	67	45	436	106	98	323	283	103	25	6	164	0	0	0	21	2
平成26年	1,432	47	27	253	52	61	381	290	95	20	2	175	0	0	6	20	3

(資料11)成年後見制度の利用者数

※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被
後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見人
平成24年	6,639	5,428	793	287	131
平成25年	7,233	5,888	896	320	129
平成26年	7,375	5,938	976	324	137

成年後見関係事件の概況(横浜家庭裁判所概況) 【川崎】 ※数値はいずれも自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

(資料1)申立件数 ※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人
平成24年	420	358	44	10	8
平成25年	449	363	65	15	6
平成26年	439	346	61	23	9

(資料4)申立人と本人との関係について

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
平成24年	395	16	35	22	153	33	39	1	10	0	86
平成25年	444	28	38	28	177	44	42	2	3	0	82
平成26年	469	27	28	24	190	45	46	4	8	0	97

※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料10)成年後見人と本人との関係別件数

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。
※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況」に記載のとおり

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
平成24年	391	25	19	120	12	31	49	30	38	4	0	57	0	0	4	2
平成25年	429	19	13	127	23	25	57	40	39	12	3	64	0	0	6	1
平成26年	448	13	8	106	12	17	113	50	52	2	3	66	0	0	4	2

(資料11)成年後見制度の利用者数

※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見人
平成24年	2,041	1,649	259	98	35
平成25年	1,946	1,543	273	100	30
平成26年	2,141	1,695	307	104	35

成年後見関係事件の概況(横浜家庭裁判所概況)

【相模原】※数値はいずれも自行統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

(資料1)申立件数 ※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人
平成24年	246	201	35	7	3
平成25年	245	198	38	4	5
平成26年	242	200	25	9	8

(資料4)申立人と本人との関係について

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
平成24年	256	18	28	20	99	26	24	2	5	0	34
平成25年	246	20	25	10	89	36	24	1	3	0	38
平成26年	239	25	25	12	83	19	29	3	6	0	37

※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料10)成年後見人と本人との関係別件数

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況」に記載のとおり

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
平成24年	254	19	12	79	15	18	14	21	17	1	0	58	0	0	0	0
平成25年	246	18	8	64	15	13	30	31	12	3	3	44	0	0	5	0
平成26年	228	13	5	58	10	7	36	25	16	0	0	50	0	0	5	3

(資料11)成年後見制度の利用者数

※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見人
平成24年	1,186	984	143	49	10
平成25年	1,248	1,028	164	47	9
平成26年	1,269	1,029	173	52	15

成年後見関係事件の概況(横浜家庭裁判所概況)

【横須賀】※数値はいずれも自行統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

(資料1)申立件数 ※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人
平成24年	215	180	25	9	1
平成25年	185	155	20	6	4
平成26年	182	137	30	8	7

(資料4)申立人と本人との関係について

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件の対象とした。
※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
平成24年	216	10	22	11	79	32	43	2	0	0	17
平成25年	182	10	18	7	70	22	29	2	2	0	22
平成26年	187	15	9	7	77	31	23	1	7	0	17

※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況」に記載のとおり

(資料10)成年後見人と本人との関係別件数

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
平成24年	201	13	7	62	17	25	20	30	7	0	0	20	0	0	0	0
平成25年	188	11	2	57	11	15	31	39	3	1	0	13	0	4	0	1
平成26年	195	7	4	61	9	11	32	48	11	2	0	9	0	0	0	1

(資料11)成年後見制度の利用者数

※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見人
平成24年	958	803	91	46	18
平成25年	996	819	107	52	18
平成26年	1,007	822	120	48	17

成年後見関係事件の概況(横浜家庭裁判所概況)

【小田原】※数値はいずれも自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

(資料1)申立件数 ※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人
平成24年	389	322	41	18	8
平成25年	386	317	49	14	6
平成26年	404	327	54	13	10

(資料4)申立人と本人との関係について

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
 ※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
平成24年	394	19	23	23	139	57	62	3	8	0	60
平成25年	377	13	25	24	120	68	47	5	4	0	71
平成26年	404	10	30	34	130	54	49	3	9	0	85

※後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

※弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

※市民後見人についての定義は、各年の最高裁判所事務総局家庭局作成「成年後見関係事件の概況」に記載のとおり

(資料10)成年後見人と本人との関係別件数

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉士 協会	社会福祉士 協会	税理士	行政書士	精神保健福 祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
平成24年	370	13	11	98	29	24	46	28	39	3	0	0	71	0	0	4	4
平成25年	375	11	13	80	28	24	48	47	28	12	0	0	71	0	0	12	1
平成26年	391	8	6	67	24	22	76	75	40	20	0	0	44	0	0	8	1

(資料11)成年後見制度の利用者数の利用者数は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

	総数	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見人
平成24年	2,300	1,972	223	77	28
平成25年	2,360	2,007	243	83	27
平成26年	2,396	2,019	263	82	32

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」（以下「県計画」という。）に定める事業（介護分）のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、交付対象者が実施する次の事業とする。

- (1) 介護施設等整備事業
- (2) 介護人材マッチング機能強化事業
- (3) 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業
- (4) 認知症ケア人材育成推進事業
- (5) 権利擁護人材育成事業
- (6) 介護ロボット導入支援事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算出する。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

但し、介護施設等整備事業にあつては、補助を受けようとする施設ごとに補助額を算出するものとし、また、別表4に定める国の特別措置に該当する場合は、施設ごとの補助基準額に別表4により算出した加算額を加算する。

（申請書の提出期日等）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に（様式2）、（様式3）及び別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（交付条件）

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外の場合の場合は30万円以上）の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が確定した際は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式4）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

- (11) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (13) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (14) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（変更の承認）

第7条 第5条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式5）に（様式2）、（様式3）及び別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式6）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(様式7)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式8)に(様式9)、(様式10)及び別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第12条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第13条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

	エ 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護実践研修、(2)認知症対応型サービス事業開設者研修、(3)認知症対応型サービス事業管理者研修、(4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び(5)認知症介護指導者養成研修を除く。)に基づく事業の実施に必要な委託料	10分の10
5 権利擁護人材育成事業				
	(1) 市民後見推進事業費補助	<p>ア 市民後見人養成のための研修の経費 (ア) 市民後見人養成講座(実践研修) 656千円</p> <p>(イ) 資質向上等研修 1回あたり 425千円(2回まで)</p> <p>イ 市民後見人活動推進のための組織体制の構築 883千円</p> <p>ウ 市民後見人の適正な活動のための支援 3,802千円</p>	市民後見推進事業の実施に必要な経費(報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)として知事が認める額	10分の10
6 介護ロボット導入支援事業				
	(1) 介護ロボット導入支援事業費補助	1機器あたり 200千円	介護サービス事業所等(注3)への介護ロボットの購入、レンタル・リースに要する経費	2分の1

(注1) 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(注2) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく実務者研修をいう。

(注3) 介護サービス事業所等とは、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護サービス事業所及び施設をいう。

市民後見人養成講座基礎研修から後見人選任までの推移

年度	開催市	定員	基礎研修受 講申込者数	基礎研修受 講決定者数	基礎研修 修了者数	実践研修 修了者数	選任数
24	平塚	25	14	14	11	10	3
25	平塚	25	14	14	13	13	
	海老名	15	17	15	13	13	
	綾瀬	10	2	2	2	2	
26	平塚	15	15	15	14	11	
	伊勢原	10	16	10	10	6	
27	藤沢	10	17	10	10	5	
	平塚	15	6	6	6	28年度に開 催予定	
	綾瀬	10	3	3	2	2	

平成27年度 神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項＜平塚＞

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講する。この養成講座は、基礎研修に引き続き、実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部である実務実習を経て、養成講座の修了となる。

2 主催

主催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

3 受講者

平成27年11月及び12月に平塚市内で3回開催された「説明会」のどれか1回に出席した後、受講申込の審査を経て、受講者と決定された者、人数は6名。なお、定員は15名。

4 日程及び会場

会場：平塚栗原ホーム3階大会議室（平塚市立野31-20）

JR平塚駅北口より神奈中バス伊勢原行きまたは、秦野行き乗車「追分」バス停下車徒歩2分

日程：平成28年1月18日（月）、1月26日（火）、2月9日（火）、2月23日（火）

日程の詳細は、「6 基礎研修の内容」参照

5 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

6 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方が学べるレベルとする。

なお、受講者全員が出席した11月4日、10日の説明会においては、（一財）民事法務協会作成のDVD「自分らしい明日のために 早見優が案内する成年後見制度」を視聴（任意後見制度とは（7分38秒）を割愛した約22分）した後、法務省民事局作成のパンフレット「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」を使用して成年後見制度の概要説明（約20分）を行った。

日程	テーマ	主な研修内容	
第1日 1月18日（月）	権利擁護としての 成年後見	9:45- 16:00	開講式・オリエンテーション 地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念） 市民後見概論Ⅰ 成年後見制度総論、各論
第2日 1月26日（火）	対象者の理解	10:00- 16:40	高齢、認知症の理解 障がいのある人の理解（精神障がい） 障がいのある人の理解（知的障がい）
第3日 2月9日（火）	民法の基礎 /市民後見の意義 と役割	10:00- 17:00	民法（家族法・財産法） 成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用 支援事業、日常生活自立支援事業

			市民後見概論Ⅱ 市民後見概論Ⅲ、市民後見人による実践報告
第4日 2月23日(火)	市民後見に向けて	10:00- 16:20	事例検討(グループワーク・発表) 市民後見概論Ⅳ(総まとめ) 試験 閉講式

テキストは『市民後見人養成テキスト』(NPO 法人地域ケア政策ネットワーク刊) 抜粋版を使用する。市民後見人養成講座受講者には送付済み。県民講座受講生には受講科目を受講前に配布する予定。

7 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可。)とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定する。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのもの。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもっての「修了証書」は、発行しない。修了者の名簿は一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要なときに限り、実践研修を実施する市町村からの照会にのみ回答する。

なお、今年度の基礎研修修了者は、その後に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了の有効期限となる。

8 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了者は、対象地域(平塚市)を基礎的な区域で開講予定の実践研修を受講いただく。

実践研修修了者は、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に居住市の市社会福祉協議会を想定)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただく予定。

9 県民講座の開催について

本講座実施に合わせて成年後見の普及を目的とした県民講座を開講する。そのため、講座の第1日、第2日、第3日(午前のみ)については、県民講座受講生が出席する。

10 本研修の事務局

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター(市民後見人養成講座担当)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

平成27年度基礎研修(平塚)

平成27年度市民後見人養成講座(基礎研修) <平塚> 開催日程										
日程		時刻 (開始) (終了)		タイトル	時間 (分)	講師	備考	県民 講座		
第1日	テーマ 「権利擁護としての 成年後見」	1/18(月) 平塚栗原ホーム 3階大会議室	9:45	10:00	開講式 オリエンテーション	15	県社協	開場・受付開始 9時25分	—	
			10:00	11:00	地域福祉(地域福祉・権利 擁護の理念) <確認テスト>	60	田中 晃 社会福祉士		○	
									(休憩)	
			11:05	12:05	市民後見概論 I	60	県社協		○	
									(お昼休み)	
			13:00	16:00	成年後見制度総論・各論 <確認テスト>	180	大森 淳 弁護士	休憩を含む。	○	
第2日	テーマ 「対象者の理解」	1/26(火) 平塚栗原ホーム 3階大会議室	10:00	12:00	高齢者・認知症の理解 <確認テスト>	120	佐々 美弥子 社会福祉士 精神保健福祉士	開場・受付開始 9時45分	○	
									(休憩)	
			13:00	15:00	障がいのある人の理解 (精神障害) <確認テスト>	120	鈴木 真理子 精神保健福祉士 社会福祉士	休憩を含む。	○	
									(休憩)	
			15:10	16:40	障がいのある人の理解 (知的障害) <確認テスト>	90	田中 晃 社会福祉士	休憩を含む。	○	
第3日	テーマ 「民法の基礎/市民 後見の意義と役割」	2/9(火) 平塚栗原ホーム 3階大会議室	10:00	12:00	民法(家族法・財産法) <確認テスト>	120	千木良 正 弁護士	開場・受付開始 9時45分	○	
									(お昼休み)	
			13:00	14:20	成年後見制度と市町村責 任・成年後見制度利用支 援事業、日常生活自立支 援事業<確認テスト>	80	市 岩本 英裕 市社協 光野 邦彦		—	
									(休憩)	
			14:30	15:20	市民後見概論 II <確認テスト>	50	県社協		—	
						(休憩)				
			15:30	17:00	市民後見概論 III・市民後 見人による実践報告	90	市社協職員 中田栄二 後見支援員2名	休憩を含む。	—	
第4日	テーマ 「市民後見に 向けて」	2/23(火) 平塚栗原ホーム 3階大会議室	10:00	12:30	事例検討(グループワー ク・発表)	150	市、市社協 県社協	開場・受付開始 9時45分 休憩を含む。	—	
									(お昼休み)	
			13:30	14:00	市民後見概論 IV (総まとめ)	30	県社協		—	
									(休憩)	
			14:15	15:45	試験	90	県社協		—	
									(休憩)	
			15:50	16:20	閉講式	30	市社協、県社協		—	
講座時間(除く開講・閉講・試験) 1150分・19時間10分										

平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して暮らせる支え合いのまちづくりを実現するため、権利擁護の担い手を育成する事業として平塚市が実施する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の3第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の2第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の2第1項に規定する後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦に関する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 この事業は、平塚市が実施主体となり、平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置される平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）が実施するものとする。

2 平塚市長（以下「市長」という。）は、この事業の一部を、地域福祉活動及び権利擁護に係る活動に関し実績を有する法人に委託することができる。

(名簿への登録等)

第3条 センターは、市民後見人候補者名簿（以下「名簿」という。）への登録を希望する者から申出があったときには、第5条に規定する審査を経て、名簿に登録し、名簿を管理する。

2 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、再登録の申出を妨げない。

3 センターは、名簿に登録された者が、第6条の規定により成年後見人、保佐人又は輔助人（以下「後見人等」という。）の候補者として家庭裁判所に推薦され、後見人等に選任された場合には、当該選任された者（以下「受任者」という。）を名簿から抹消するものとする。

4 センターは、名簿に登録された者の後見等の業務を遂行するための技能の維持向上を目的とした研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(登録基準)

第4条 名簿に登録できる者は、次に掲げる基準のいずれにも適合する者とする。

- (1) センターが実施する市民後見人養成講座を修了した後、後見等の業務を経験し、後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦することが適当と判断された者であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第847条に規定する後見人の欠格事由に該当しない者であること。
- (3) 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する任意後見受任者又は任意後見人になっていないこと（親族の任意後見受任者又は任意後見人となっている場合を除く。）。
- (4) 後見人等になっていないこと（親族の後見人等となっている場合を除く。）。
- (5) 後見人等に選任され、又は任意後見受任者若しくは任意後見人となっている法人に属していないこと（第1号に規定する後見等の業務を法人において経験する場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、後見人等の候補者として家庭裁判所に推薦することが適当な者を名簿に登録することができる。

(登録の審査等)

第5条 名簿への登録は、センターに置く受任調整に係る会議における審査を経て行うものとする。

2 前条第2項の規定による登録は、あらかじめセンターが定めるガイドラインに基づき、前項に規定する審査を経て行うものとする。

(市長による推薦手続)

第6条 市長は、名簿に登録された者のうち当該事案の後見人等としてふさわしい者を、後見人等の候補者として、推薦書（第1号様式）により家庭裁判所に推薦する。

2 前項の規定による推薦は、センターに置く受任調整に係る会議の意見を聴いた上で行うものとする。

(受任者の後見活動等)

第7条 受任者は、次に掲げる事項を遵守して後見人等の活動に従事しなければならない。

- (1) 受任者は、受任している事案の成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- (2) 受任者は、後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人又は家庭裁判所の監督を受けるほか、後見人等としての活動状況をセンターに定期的に報告しなければならない。
- (3) 受任者は、センターの承認を得ないで、受任者であることを当該受任案件の後見人等としての事務以外の用途に利用してはならない。当該後見等の終了後も同様とする。
- (4) 受任者は、成年被後見人等又はその親族から財産の贈与、寄付又は借入を受けてはならない。当該後見等の終了後も同様とする。
- (5) 受任者は、後見人等としての活動に当たり、センターが指定する保険に加入しなければならない。
- (6) 受任者は、センターの定める基準に則り、後見等の業務を遂行するための技能の維持向上を目的とした研修を受講しなければならない。
- (7) 受任者は、センターが必要と判断した場合には、後見人等としての活動に関し、センターの指定する検査を受けなければならない。
- (8) 前各号のほか、受任者は、成年被後見人等の権利を擁護する立場にある者として遵守しなければならない条件としてセンターがあらかじめ定めた事項に反してはならない。

(個人情報保護)

第8条 受任者及び受任者であった者は、この要綱に定める活動に当たっては、個人情報の保護に関する法令及び条例の趣旨を踏まえ、個人情報の収集、管理等適正な取扱いについて十分な注意を払わなければならない。

2 受任者及び受任者であった者は、この要綱に定める活動により知り得た個人情報若しくは秘

密を漏らし、又はこの活動以外の目的に使用してはならない。ただし、この要綱に定める報告等で必要な場合にあっては、この限りでない。

(違背又は基準不適合の場合の処置)

第9条 市長は、受任者が前2条の規定に違背したと認める場合には、受任者違背事実報告書(第2号様式)によりその旨を家庭裁判所に報告し、又は第6条第1項の規定による推薦を撤回するものとする。

2 前項の規定による報告又は推薦の撤回は、センターに置く受任調整に係る会議及び当該違背事実に係る受任者から意見を聴いた上で行うものとする。

3 センターは、名簿に登録された者が、第4条に定める基準に適合しなくなったときは、センターに置く受任調整に係る会議における審査を経て、登録を抹消する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、センターが定めることができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

推薦書

年 月 日

横浜家庭裁判所 小田原支部 御中

平塚市長 氏名

平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり後見人等の候補者として推薦します。

1 後見人等候補者

氏 名
生年月日
住 所
連 絡 先

2 本人（成年被後見人等）

氏 名
生年月日
住 所
その他必
要な事項

受任者違背事実報告書

年 月 日

横浜家庭裁判所 小田原支部 御中

平塚市長 氏名

平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり受任者が同要綱第7条及び第8条の規定に違背したと認めましたので、

（その旨報告します。 同要綱第6条第1項の規定による推薦を撤回いたします。）

1 後見人等

氏 名
生年月日
住 所
連 絡 先

2 本人（成年被後見人等）

事件番号 年（家）第 号
氏 名
生年月日
住 所
その他必
要な事項

3 違背事実の概要

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第2項の規定により要綱に定める事業の委託を受けた場合において、要綱第10条の規定に基づき同事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申出)

第2条 要綱第3条第1項の規定による申出は、センターの長が別に定める期日までに、センターの長に対し市民後見人候補者名簿登録申出書(第1号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項に規定する名簿登録申出書には、誓約書(第2号様式)及びその他必要な書類を添付しなければならない。

3 センターの長は、第1項に規定する名簿登録申出書の提出があったときは、第4条の業務経験を履行補助者として従事したケースの後見人等から、「後見支援員後見活動記録兼評価書」を受領するものとする。

(市民後見人養成講座)

第3条 要綱第4条第1項第1号に規定するセンターが実施する市民後見人養成講座は、「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」(平成24年3月27日事務連絡・厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室通知)における「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠したものとする。

(後見等の業務経験)

第4条 要綱第4条第1項第1号に規定する後見等の業務の経験は、後見人等として家庭裁判所から選任された個人又は法人の履行補助者としての1年以上の業務経験を必要とするものとする。

2 前項の場合において、同項の履行補助者に複数の担当者が充てられていたときにあっては、主たる履行補助者として8月以上の業務経験を必要とするものとする。

(登録の可否)

第5条 要綱第5条の規定によりセンターに置かれる受任調整に係る会議において審査が行われたときは、その審査の結果を名簿登録申出者に対し市民後見人候補者名簿登録申出に係る審査結果通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

(制限事項)

第6条 要綱第7条第3号に規定する当該受任案件の後見人等としての事務以外の用途への利用には、次の行為を含むものとする。

(1) 受任者が私的な書面に「市民後見人」と記し、不特定多数の者に流布させること。

(2) 受任者がインターネット上に「市民後見人」と掲載する。

(3) 受任者が講演会等において「市民後見人」と称すること。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

市民後見人候補者名簿 登録申出書

平塚市成年後見利用支援センター長 様

平成 年 月 日

氏名 印

住所

電話番号

わたしは、平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する市民後見人候補者名簿への登録を希望するので、次の書類を添えて申し出ます。

なお、後見人等としての受任に関し必要な場合は、本申出に係るわたしの情報を家庭裁判所又は市町村に提供することを承諾します。

また、要綱に基づく推薦を受け後見人等に選任された場合は、要綱に規定されている事項を遵守します。

1. 後見支援員後見活動記録兼評価書（「後見支援員としての活動評価」欄を除く。）
2. 誓約書
3. その他必要な書類（ ）
4. 親族の後見人等（任意後見受任者及び任意後見人を含む。）の経験の有無
 - ない
 - ある：法定後見
任意後見

誓約書

平塚市成年後見利用支援センター長 様

平成 年 月 日
氏名 印
住所

わたしは、平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する市民後見人候補者名簿への登録に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 847 条に規定する後見人の欠格事由に該当していません。
2. 任意後見契約に関する法律（平成 11 年法律第 150 号）に規定する任意後見受任者又は任意後見人になっていません。
3. 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）になっていません。
4. 後見人等に選任され、又は任意後見受任者若しくは任意後見人となっている法人（社会福祉法人平塚市社会福祉協議会を除く。）に属していません。
5. 登録後、要綱に基づく推薦を受け後見人等に選任されたとき（以下「選任後」という。）は、成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態に配慮します。
6. 選任後は、後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人又は家庭裁判所の監督を受けるほか、後見人等としての活動状況を定期的に、センターから求められた場合は速やかに、報告します。
7. 選任後は、センターの承認を得ないで、受任案件の後見人等であることを当該後見人等としての事務以外の用途に利用しません。後見等の終了後も同様とします。
8. 選任後は、成年被後見人又はその親族から財産の贈与、寄付又は借入を受けません。後見等の終了後も同様とします。
9. 選任後は、後見人等としての活動に当たり、センターから指定された保険に加入します。
10. 選任後は、センターの基準に則り、後見等の業務を遂行するための技能の維持向上を目的とした研修を受講します。
11. センターの指示があった場合、後見人等としての活動に関し、センターの指定する検査を受けます。
12. その他、成年被後見人等の権利を擁護する立場にある者として遵守しなければならない条件としてセンターがあらかじめ定めた事項に反しません。
13. 要綱に定める活動により知り得た個人情報若しくは秘密を漏らさず、又はこの活動以外の目的に使用しません。後見等の終了後も同様とします。

市民後見人候補者名簿登録申出に係る審査結果通知書

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

社会福祉法人
平塚市社会福祉協議会
会長 〇〇 〇〇 印

あなたから平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申出のあった、平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく市民後見人候補者名簿への登録は、審査の結果以下のとおりです。

- 1 平塚市市民後見人候補者名簿に登録します。

登録期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

- 2 平塚市市民後見人候補者名簿に登録しません。

登録しない理由： _____

平塚市市民後見人候補者名簿に登録された場合は、要綱及び社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市における権利擁護の担い手の育成及び支援事業実施要領に定められている事項を遵守してください。

事務担当：

平塚市成年後見利用支援センター

電話 0463-35-6175 ファクシミリ 0463-63-3377

平成27年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）開催要項

1. 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を平塚市において養成する一環として、市民後見人養成講座（実践研修）を開催します。

この養成講座は、神奈川県社会福祉協議会が平成26年度に実施した基礎研修に続く実践研修となります。

2. 主催

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（平塚市より事業委託を受け実施）

3. 受講者

平成26年度市民後見人養成講座（基礎研修）を修了し、別紙申込書により実践研修の受講を希望するもの。

4. 日程及び会場

平成27年7月～11月

会場は、平塚栗原ホーム3階大会議室他です。

※詳細は、カリキュラムを参照

5. 受講料

無料（※会場までの交通費は、受講者負担となります。）

6. 実践研修の内容

(1) 実践研修の内容は、厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に基づき9日間の実施とします。基礎研修を踏まえ、より専門的な知識を身に付けることを目指します。

(2) 講義・演習形式の研修を7日間、体験実習を2日間行います。なお、体験実習での事故に備え、賠償責任保険に加入しますが、受講者負担はありません。

(3) 一部公開講座とし、福祉関係者等の参加がある予定です。

※詳細は、カリキュラムを参照

7. 実践研修の修了について

(1) 本研修は、次の①～③全ての要件に該当したものを総合的に評価します。

①全日程の受講

②市民後見人に必要な知識や技術を習得しようとする姿勢

③最終日に実施する効果測定（試験）の結果

(2) 総合的に評価した結果、研修修了となった者には、修了証書をお渡しします。なお、この修了証書を持って何らかの資格を得られるわけではありません。

8. 研修修了後から後見活動への参加までの予定

平成28年度以降、実践研修の修了者は、平塚市社会福祉協議会で実施している法人後見事業の後見サポーター（非常勤職員：パートタイム）として後見活動への参加を希望することができます。ただし、選考等の結果、後見サポーターに採用されない場合があります。

その後、平塚市社会福祉協議会が成年後見人等として適切と判断した者について、家庭裁判所に推薦する方向です。ただし、成年後見人等の選任は家庭裁判所が行うものであり、市民後見人として後見業務を担えると保証されているわけではありません。

9. 申込み方法

申込みは、「簡易書留」または「特定記録郵便」で下記の申込み先へ申込書を送付してください。（※その他の郵便、直接持参は不可）

申込期限は、5月25日（月）必着です。

10. その他

施設等の実習日程は、オリエンテーション時に配布の「体験実習確認アンケート（受講日確認）」を参考とし、施設側と調整し、決定次第、受講者に伝達します。

【お申込み、お問い合わせ先】

平塚市社会福祉協議会 平塚市成年後見利用支援センター（担当：山崎、中田）

〒254-0046

平塚市立野町31-20（平塚栗原ホーム内）

電話：0463-35-6175

電子メール： seinenkouken@hiratsukasyakyo.net

平成27年度 平塚市市民後見人養成講座(実践研修)カリキュラム

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	会場	講師
7月16日 (木) 【第1日目】	9:30	9:50	20	開講式	平塚栗原ホーム 3階大会議室	平塚市社協(後見C)
	9:50	10:20	30	社会保障・社会保険の基礎		平塚市:福祉総務課
	10:30	12:00	90	関係制度・法律① 介護保険制度		平塚市:介護保険課
	12:00	13:00	60	休憩		
	13:00	13:50	50	人権・権利擁護の理念		平塚市社協(後見C)
	14:00	14:50	50	体験実習についての留意点①		
7月21日 (火) 【第2日目】	9:30	11:30	120	申立て書類作成	平塚栗原ホーム 3階大会議室	町川弁護士
	11:30	12:00	30	財産目録の作成①		
	12:00	13:00	60	休憩		
	13:00	14:00	60	財産目録の作成②		町川弁護士
	14:10	15:40	90	後見計画・収支予定の作成		西原講師
	15:50	16:50	60	関係制度・法律② 障がい者施策		平塚市:障がい福祉課
7月28日 (火) 【第3日目】	9:30	11:30	120	体験実習についての留意点②	平塚栗原ホーム 3階大会議室	橋本施設長 (進和やましろホーム)
	11:30	12:00	30	関係制度・法律③ 税務申告		平塚市:市民税課
	12:00	13:00	60	休憩		
	13:00	14:30	90	報告書の作成		平塚市社協(あんしんC)
	14:40	16:40	120	後見事務終了時の手続/死後事務等 /後見報酬付与申立の実務		立岡行政書士
8月4日 (火) 【第4日目】	9:30	11:00	90	関係制度・法律④ 生活保護,健康保 険制度,年金制度	9:30~12:00は 公開講座 平塚市 保健センター 2階講堂	平塚市:生活福祉課 保険年金課
	11:00	12:00	60	市長申立(利用支援事業を含む)		平塚市,後見C
	12:00	13:00	60	休憩		
	13:00	15:00	120	対人援助の基礎		岩崎講師
	15:10	16:10	60	関係制度・法律⑤ 高齢者施策		平塚市:高齢福祉課
	16:20	16:50	30	体験実習についての留意点③		平塚市社協(後見C)
8月20日(木)から 9月18日(金)までの間の1.5日 【第5日目、第6日目】				施設実習(一日) 後見人の後見業務同行(半日)	市内高齢者・障がい者施設等 ※日時、実習先は別途調整	
9月29日 (火) 【予備日】	※ 暴風雨等により、予定していた講座を実施 できなかった場合の予備日				(平塚栗原ホーム 3階大会議室)	
10月6日 (火) 【第7日目】	10:55	12:10	75	事例報告と検討①	平塚栗原ホーム 3階大会議室	浅沼司法書士
	12:10	13:10	60	休憩		
	13:10	14:25	75	事例報告と検討②		鈴木社会福祉士
	14:35	15:05	30	確認テスト		平塚市社協(後見C)
	15:10	16:10	60	後見実施機関の実務と市民後見活 動に対するサポート体制		平塚市社協(後見C)
10月13日 (火) 【第8日目】	9:30	10:45	75	事例報告と検討③	平塚栗原ホーム 3階大会議室	田中社会福祉士
	10:55	12:10	75	事例報告と検討④		大森弁護士
	12:10	13:15	65	休憩		
	13:15	14:45	90	効果測定(修了試験)		平塚市社協(後見C)
	14:55	15:10	15	閉講式		平塚市社協(後見C)
11月5日 (木) 【第9日目】	10:00	11:30	90	家庭裁判所見学 ※家裁見学参加は修了の条件	横浜家庭 裁判所	横浜家庭裁判所

※ 講義時間が90分を超える場合は、講義中10分間の休憩時間があります。

※ 講師や会場等の都合により、開催日時や会場等が変更となる場合があります。

「後見サポーター（法人後見事業の後見活動支援員）」について

- 1 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）を修了された方の申し込みに基づき、選考のうへ、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員（以下、「後見サポーター」という）として、後見活動に従事いただきます。

具体的なケースを、どなたに、後見サポーターとして担当いただくかは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断します。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込み（以下、「登録」という）をされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動を始めていただくことになります。また、成年被後見人等の方々や登録された方の状況によっては、相当の期間、お待ちいただく可能性もあります（成年後見人等を受任している法人として、成年被後見人等ご本人にとって、最善の利益につながることを第一に考えて、判断していきます）。

- 2 後見サポーターには、修了された方2人1組で、ケースを担当いただきます。この場合、あらかじめ、2人のうちおひとりを主担当、もうおひとりを副担当に決めておきます。

通常の活動には、2人組で従事いただきますが、急を要する場合には、主担当の方に対応をお願いします。ただし、主担当の方の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当の方に対応をお願いすることもあります。

なお、後見サポーターのみなさんは、あくまでも、法人後見事業の後見活動支援員ですので、重大又は緊急の後見活動は、成年後見人等としての法人（市社協）が、直接実施することがあります。

- 3 後見サポーターとしての後見活動は、担当するケースにもよりますが、通常の活動は、月に1～2回の従事を想定しています。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動（移動）、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度を見込んでいます。

また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーターとして登録されている方全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」に出席いただきます。

- 4 後見サポーター報酬（ケース未担当者を含む）

後見活動及び「全体会」出席：950円／時間

上記の活動・出席について、市社協の規程に基づき、通勤手当（交通費）が支払われることがあります。

「全体会」への出席は、現にケースを担当しているかどうかにかかわらず、後見サポーターの登録をされている方は必須です。したがって、報酬の対象でもあります。

5 後見サポーターとしての登録・活動上の注意（制限）

① 後見サポーターの登録をされた方は、親族（民法第 725 条：六親等内血族、配偶者、三親等内姻族）以外の方の任意後見受任者・任意後見人になることはできません。

② 後見サポーターの登録をされた方は、「平塚市成年後見利用支援センター」の事前の承認を得ないで、親族（民法第 725 条：六親等内血族、配偶者、三親等内姻族）以外の方の成年後見人・保佐人・補助人候補者となること、成年後見人・保佐人・補助人に就任することはできません。

↑ 承認の対象となるのは、平塚市成年後見利用支援センターが、候補者として推薦する場合であり、一般的な第三者後見人となる場合を予定したものではありません。

③ 後見サポーターの登録をされた方は、平塚市社会福祉協議会を除き、「成年後見（法定後見及び任意後見）を事業として実施している法人」に加入・会員になること等これらに類することはできません。ただし、法人の部門が明確に区分され、法人自体の会員となることと「成年後見事業の部門」への加入等が明確に区別されている場合で、「平塚市成年後見利用支援センター」の事前の承認が得られた場合には、加入等が認められることがあります。

④ 「平塚市成年後見利用支援センター」の事前の承認を得ないで、「市民後見人」及び「後見サポーター」を称することはできません。みなさんが、後見サポーターとして活動するにあたっては、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会から、法人後見事業に従事する「後見サポーター」であることを証する書面を発行いたします。

↑ 上記制限は、たとえば、私的な名刺・WEB サイト等において「市民後見人」及び「後見サポーター」と記載すること、講演等において「市民後見人」及び「後見サポーター」と称することなどがあります。

以上①～④の制限事項に反した場合、後見サポーターの登録の削除や成年後見人等解任の上申を行うことがあります。

6 後見サポーターの「全体会」の日程（平成 27 年度）

8 月以降の偶数月の第一土曜日の午前（10:00～12:00）に開催。

8 月 1 日（初回のみ 9 時に集合いただきます）、10 月 3 日、12 月 5 日、2 月 6 日

7 平成 27 年度後見サポーター採用選考について

(1) 採用選考申込書（申告書）提出期限 6 月 2 日（火曜）郵送・必着

宛先 〒254-0046 平塚市立野町 31-20 平塚市成年後見利用支援センター

(2) 採用選考

① 小論文試験 事務局の指定する日時

② 面接試験 6 月中旬（面接の日時・会場は、6 月 9 日までにご連絡します。）

(3) 採否決定通知 7 月上旬

(4) 採用 8 月 1 日（土曜）

（採用手続き後、後見サポーター全体会に出席いただきます）

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会市民後見人等養成事業等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター（以下、「あんしんセンター」という。）が、成年後見制度の必要性が高まっている中で、成年被後見人等の意思決定支援ときめ細やかな支援活動により、地域での生活を支え、もって地域福祉の推進を図るために市民後見人等養成事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(養成する市民後見人像)

第2条 藤沢市における市民後見人像は、市民後見人等養成事業を終了し、被後見人等の意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮した後見活動をすることができる人材である。

(養成事業)

第3条 養成事業は、基礎研修、実践研修、支援員研修とする。

- (1) 基礎研修は、県社協が実施する。
- (2) 実践研修は、基礎研修終了後に効果測定等により一定の評価が得られた受講生を対象として、あんしんセンターが実施する。
- (3) 実践研修の開催要領は、別に定める。
- (4) 支援員研修は、実践研修終了後に効果測定・選考審査会等により一定の評価が得られた受講生を対象として、法人後見事業の被後見人等や日常生活自立支援事業の利用者へあんしんセンター職員と同行し支援員研修を実施する。開催要領は別に定める。
- (5) 選考審査会要領は、別に定める。

(後見人等候補者バンク)

第4条 後見人等候補者バンクとは、市民後見人等養成事業の受講を全て終了し、一定の評価が得られた受講生の中で、家庭裁判所へ後見等開始審判申立時に後見人等候補者として推薦するために、候補者を登録する仕組みである。なお、後見人等候補者バンク設置要綱は別に定める。

(後見等候補者推薦手続き)

第5条 あんしんセンターは、後見人等候補者バンク登録者が後見人等候補者になることが相応しい市長による後見等開始の審判申立の案件及び本人又は親族等による申立てで、且つ申立人が市民後見人を後見人等候補者に希望し

た場合は、受任調整会議を開催し、市民後見人等候補者を推薦することができる。なお、受任調整会議設置要綱は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会市民後見人等候補者バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター（以下「あんしんセンター」という。）が、家庭裁判所へ後見等開始審判申立時に後見人等候補者を推薦するために後見人等候補者バンク（以下「バンク」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(バンク登録基準)

第2条 バンクに登録することのできる基準は、つぎの各号に定める全ての基準を満たしている者とする。また、登録後も基準を満たしていなければならない。

- (1) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会市民後見人養成事業等実施要綱第3条の養成事業全て終了し、選考審査会で一定の評価が得られた者。
- (2) 任意後見契約（親族を除く）を受任していない者、任意後見人となっていない者。
- (3) 後見人等を受任している団体に所属、または関与していない者。
- (4) 民法第847条に定められた以下の後見人等の欠格事項に該当していない者。
 - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。
 - ②破産者。
 - ③行方の知れない者。

(登録手続き)

第3条 登録するには、バンク登録申請書（第1号様式）をあんしんセンターに提出する。

- 2 申請書に基づき面接等により登録の可否を決定する。
- 3 登録期間は、2年間とする。

(登録の更新及び取消)

第4条 登録の更新については、本人の意向及び健康状態等を確認できるが、登録基準を満たしていない場合は、更新しない場合がある。

- 2 その他、権利擁護担当理事が不相当と認めた場合は、更新しないこと及び取消ができるものとする。

(推薦手続き)

第5条 あんしんセンターは、後見人等候補者バンク登録者が後見人等候補者となることが相応しい申立案件で、且つ申立人が希望した場合は、受任調整会議を開催し候補者を推薦することができる。なお、受任調整会議設置要綱は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会后見人等受任調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター（以下「あんしんセンター」という。）が後見人等候補者バンク（以下「バンク」という。）登録者を後見人等候補者として家庭裁判所に推薦するために、後見人等受任調整会議（以下「調整会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する

- (1) 藤沢市長及び本人又は親族による後見等開始申立案件で、家庭裁判所へバンク登録者の後見人等候補者推薦に関すること
- (2) その他、権利擁護担当理事（以下「担当理事」）が必要と認めた事項

(委員構成)

第3条 調整会議の委員構成は5名以内とし、学識経験者、弁護士、福祉関係者及び行政関係者の中から担当理事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする、なお、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 調整会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し委員長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 協議事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(報酬)

第6条 調整会議委員に日額報酬を支給する。ただし行政機関の委員を除く。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。秘密の保持はその職を退いた後も適応される。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は担当理事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

市民後見人養成事業支援員研修受講者等選考審査会要領

(目的)

第1条 この要領は、支援員研修受講者の選考及び後見人等候補者バンク登録の選考を公正に行い、もって市民後見人養成事業を円滑に進めるために支援員研修受講者等選考審査会を設置することに関し、必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 審査会は次の事項を審査し、その結果を権利擁護担当理事（以下「担当理事」という。）に報告する。

- (1) 市民後見人養成事業実践研修を終了した受講生の中から別紙判定基準に基づく支援員研修受講者の選考審査に関する事
- (2) 市民後見人等養成事業を全て終了した受講生の後見人等候補者バンク登録に関する事
- (3) その他、担当理事から意見を求められた事項

(審査委員及び任期)

第3条 審査委員は、高齢者福祉、障がい福祉、地域福祉等に知見を有する者の中から担当理事が選考する。

2 審査委員は3名とし、任期は審査会が設置されている期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、担当理事が指名する。

2 会長は、会務を総理し意見等を取りまとめ担当理事に報告する。

3 会長は、特に必要と認めるときは関係者を出席することができる。

(審査会設置期間等)

第5条 審査会の設置期間は、担当理事が定める。また会議は担当理事が招集する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、ふじさわあんしんセンターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行し、審査会の終了をもって廃止する。

平成27年度 藤沢市市民後見人養成講座（実践研修）開催要領

1 趣 旨

藤沢市における権利擁護事業の推進を図るため、「藤沢市社会福祉協議会市民後見人養成事業等実施要綱」に基づき、成年後見の担い手となる市民後見人を養成する一環として、神奈川県が平成27年度に実施した市民後見人養成講座（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）に引き続き、市民後見人養成講座（実践研修）（以下「実践研修」という。）を実施する。

2 主 催

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（藤沢市からの委託事業として実施）

3 対象者

平成27年度に神奈川県が実施した基礎研修の修了認定を受け、実践研修の受講を希望する者

4 日程及び会場

別添日程表のとおり

5 受講料

無料（※会場までの交通費は、受講者負担とする。）

6 内 容

- （1）実践研修の内容は、厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に基づき、9日間行う。基礎研修を踏まえ、より専門的な知識を身に付けることを目指す。
- （2）講義・演習形式の研修を7日間、施設訪問（体験実習）を2日間行う。

7 実践研修の修了について

- （1）実践研修は、次の①～③のすべての要件を総合的に評価して、修了を認定する。
 - ① 全日程を受講していること
 - ② 市民後見人に必要な知識や技術を習得しようとする姿勢があること
 - ③ 最終日に実施する効果測定（試験）の結果が基準点に達していること

8 実践研修修了後の予定

実践研修の修了者には、引き続き、藤沢市社会福祉協議会で実施する支援員研修を受講していただき、実際の後見業務や日常生活自立支援事業業務への同行等を行った後、効果測定等により修了認定を受けた者を藤沢市市民後見人バンク（仮称）に登録いたします。

また、バンク登録者の中で希望する者は、藤沢市社会福祉協議会が行う法人後見事業に後見サポーターとして従事していただくことができます。

その後、適切な案件に対して、バンク登録者を家庭裁判所に成年後見人（保佐人、補助人）候補者として推薦します。

ただし、成年後見人等の選任は家庭裁判所が行うものであり、市民後見人として後見業務を担えることを保証するものではありません。

9 申込方法

受講希望者は、受講申込書（様式1）及び個人情報使用同意書（様式2）を記入の上、下記まで「簡易書留」または「特定記録郵便」にて送付してください。（※その他の郵便、直接持参は不可）

申込期限は、10月23日（金）必着です。

【申込み・問い合わせ先】

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター
（担当：露木、横山、若林、古舘）

〒251-8691

藤沢市鵜沼東1-1 玉半ビル3F

電話：0466-55-3055

平成27年度 藤沢市・綾瀬市市民後見人養成講座(実践研修)日程表

期間:平成27年10月30日～平成27年12月18日

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	講師等	綾瀬市と合同
10/30(金)	9:30	9:45	15	開講式	市社協職員 市職員(福祉総務課)	
	9:45	9:55	10	オリエンテーション	市社協職員	
	9:55	10:25	30	地域福祉計画、地域包括ケアシステム	市職員(福祉総務課)	
	10:30	12:00	90	介護保険制度	市職員(介護保険課)	
	13:00	13:30	30	生活保護制度	市職員(生活援護課)	
	13:30	14:30	60	高齢者施策/高齢者虐待防止法	市職員(高齢者支援課)	
	14:40	15:40	60	障がい者施策/障がい者虐待防止法	市職員(障がい福祉課)	
	15:50	16:20	30	年金制度	市職員(保険年金課)	
	16:20	16:50	30	健康保険制度	市職員(保険年金課)	
11/5(木)	10:00	11:30	90	家庭裁判所の実際	横浜家庭裁判所	○
11/13(金)	9:50	12:00	120	申し立て手続き書類作成	司法書士	○
	13:00	14:30	90	財産目録の作成	司法書士	○
	14:40	16:10	90	後見計画・収支予定の作成①②	司法書士	○
11/20(金)	9:20	10:20	60	税務申告制度	税理士	○
	10:30	12:00	90	報告書の作成	行政書士	○
	13:00	14:30	90	後見事務終了の手続き	行政書士	○
	14:40	16:10	90	死後事務、後見報酬付与申立事務	行政書士	○
11/27(金)	9:50	12:00	120	対人援助の基礎	社会福祉士	○
	13:00	14:00	60	地域福祉の取組状況・社会資源	市社協職員	
	14:10	15:10	60	施設訪問(体験実習)に向けて	市社協職員	
	15:20	16:20	60	人権・権利擁護の理念	弁護士	○
12月前半			施設訪問(体験実習)	特別養護老人ホーム、グループホーム等		
12/4(金)	9:10	12:00	150	事例報告と検討①	弁護士	○
	13:00	15:50	150	事例報告と検討②	社会福祉士	○
12/18(金)	9:00	10:00	60	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	市社協職員	
	10:10	11:40	90	効果測定	市社協職員 市職員(福祉総務課)	○
	11:40	12:00	20	閉講式	市社協職員 市職員(福祉総務課)	○

※会場は藤沢市社会福祉協議会会議室ただし、11/5は横浜家庭裁判所、12月前半の施設訪問は別途連絡。

平成27年度 藤沢市市民後見人養成講座(支援員研修)開催要領

1 目的

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を藤沢市において養成する一環として、市民後見人養成講座（支援員研修）を開催する。

この養成講座は、神奈川県社会福祉協議会が実施した基礎研修、藤沢市社会福祉協議会が実施した実践研修に続く支援員研修となる。

2 主催

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（藤沢市より事業委託を受け実施）

3 受講者

平成27年度市民後見人養成講座（実践研修）を終了し、支援員研修の受講を希望するもの。

4 日程及び会場

2月から4月の期間で5日以上、藤沢市社会福祉協議会及び利用者宅、利用者入所施設等。（別にオリエンテーションを実施します。）

5 受講料

無料（※会場や利用者宅、利用者入所施設までの交通費は、受講者負担となる。）

6 内容

支援員研修の内容は、厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」にもある後見業務の同行を通して実践的な感覚を養い、ご本人やご本人を支援する方等の理解を深める事を目指す。

7 支援員研修の終了について

本研修は、5日以上の受講と毎回のレポート提出、市民後見人に必要な知識や技術を習得しようとする姿勢を総合的に評価する。

8 申込み方法

申込みは、同封の返信用封筒にて受講申込書と確認アンケートを送付してください。

申込期限は、1月27日（水）必着です。

【お申込み、お問い合わせ先】

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター
(担当：露木)

〒251-8691

藤沢市鵜沼東1-1 玉半ビル3F

電話：0466-55-3055

平成27年度伊勢原市市民後見人養成講座（実践研修）実施要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、新たな第三者後見人等として期待されている市民後見人を育成する一環として、平成26年度に実施した市民後見人養成講座（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）に続き、平成27年度において市民後見人養成講座（実践研修）（以下「実践研修」という。）を実施する。

2 主催

社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会

（伊勢原市委託事業「平成27年度伊勢原市市民後見人育成事業」による）

3 受講者

平成26年度神奈川県市民後見人養成講座【基礎研修（伊勢原会場）】の修了者を対象とし、当該修了者のうち、実践研修の受講を希望した者を実践研修の受講者とする。

4 受講料

研修会場までの交通費を除き、受講者は研修の受講に関する費用を負担しない。

5 研修概要

厚生労働省が示す市民後見人育成のための基本カリキュラムを基本として、基礎研修においてプログラムしていないカリキュラムである、福祉関係諸制度や後見等業務の実務、福祉関係施設等の体験実習を研修課目とする。

6 日程・会場・カリキュラム等

実践研修の日程等については、平成27年6月23日から11月26日までうちの7日間とし、具体的な期日、時間帯、会場、講義内容、担当講師等については、別紙平成27年度伊勢原市市民後見人養成講座（実践研修）日程表のとおりとする。

なお、実践研修5日目と6日目にプログラムした福祉関係施設等体験実習の期日については、受入れ側施設等と調整の上別途定める。

7 修了認定

実践研修の修了認定については、次に掲げる全ての項目を満たした者を伊勢原市市民後見人養成講座修了者（以下「修了者」という。）とし、修了者名簿に登載する。

- (1) 原則として、実践研修の全てのカリキュラムを受講した者
- (2) 実践研修最終日に行う効果測定に合格した者
- (3) 積極性や協調性等を持って研修を受講し、講師や他受講者等に対する姿勢や態度等が適切であった者。
- (4) 被後見人の生活状況や環境に考慮し、本人の思いに寄り添った後見等活動を担うことのできる意欲や能力、人格等を備えていると認められる者

8 受講者以外の聴講

神奈川県や社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会からの依頼、並びに市内の権利擁護の推進に寄与すると認められる場合は、県内の自治体や関係機関等の関係者の実践研修の全部又は一部の聴講について、主催者と伊勢原市が協議の上で決定する。

9 今後の予定

修了者の今後については、次の内容を予定する。

(1) 平成28年度

- ・修了者に定期的な情報交換等の場を提供するため、開業を予定している（仮称）成年後見・権利擁護推進センター（以下「センター」という。）の主催により、懇談会を開催する。
- ・センターの主催により、修了者に向けた研修会や講座を不定期に開催する。
- ・修了者のうち希望する者を選考の上、主催者（社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会）が行う、法人後見業務を支援する法人後見支援員（臨時職員）として雇用する。なお、法人後見支援員の雇用人数や選考方法、雇用条件や業務内容等の詳細については主催者が別に定める。

(2) 平成29年度以降

- ・センターが主催する成年後見人等の受任調整会議は、後見等各事案に適合する修了者を選定し、後見人等受任候補者として家庭裁判所へ推薦する。
- ・家庭裁判所から選任を受けた修了者は、後見人等として後見等活動を行い、センターは、後見人等が行う後見等活動を支援する。

平成27年度 伊勢原市市民後見人養成講座(実践研修)

期間:平成27年6月23日～平成27年11月26日

日程	時間帯	開始	終了	(分)	講義内容	講師氏名	所属等	
1	6/23 (火)	午前	9:15	9:30	15	開講式	伊勢原市社協職員・ 伊勢原市福祉総務課職員	
			9:30	9:40	10	オリエンテーション	和田 百合	伊勢原市社協職員
			9:45	11:45	120	対人援助の基礎	梅田 滋	社会福祉士
						(昼休憩)		
	午後	12:45	14:15	90	介護保険制度	小林 幹夫	伊勢原市 介護高齢福祉課職員	
				10	(休憩)			
		14:25	15:25	60	高齢者施策/高齢者虐待防止法	石川 浩己	伊勢原市 介護高齢福祉課職員	
			5	(休憩)				
	15:30	16:30	60	障がい者施策/障がい者虐待防止法	平井 礼子	伊勢原市 障害福祉課職員		
2	7/14 (火)	午前	9:30	10:00	30	家庭裁判所の役割 1	二見 吉明	司法書士
					5	(休憩)		
			10:05	12:05	120	申立手続き書類の作成		
						(昼休憩)		
	午後	13:05	14:35	90	財産目録の作成	雑賀 美治	行政書士	
			10	(休憩)				
	14:45	16:15	90	後見計画・収支予定の作成①②				
3	7/29 (水)	午前	9:30	10:00	30	健康保険制度	細野 徹、 府川 伊久枝	伊勢原市 保険年金課職員
			10:00	10:30	30	年金制度	宮川 裕見子	
					10	(休憩)		
			10:40	12:10	90	報告書の作成	境 隆志	行政書士
						(昼休憩)		
	午後	13:10	14:40	90	後見事務終了の手続き	塚本 富男	行政書士	
			10	(休憩)				
14:50		16:20	90	死後事務、後見報酬付与申立事務				
4	9/17 (木)	午前	10:00	10:30	30	生活保護制度	杉崎 隆洋	伊勢原市 生活福祉課職員
			10:30	11:00	30	税務申告制度等	三好 佑佳	伊勢原市 市民税課職員
			11:00	12:00	60	地域福祉の取組状況・社会資源	和田 百合	伊勢原市社協職員
						(昼休憩)		
	午後	13:00	15:30	150	事例報告と検討①	内嶋 順一	弁護士	
				10	(休憩)			
15:40		16:10	30	体験実習についての留意点	和田 百合	伊勢原市社協職員		
5	1日	約1日		施設実習	特別養護老人ホーム 障害福祉サービス事業所			
※施設実習とミニサロン体験実習は、9月～11月上旬までに履修								
6	半日	約半日		ミニサロン体験実習	伊勢原市社会福祉協議会職員が同行			
7	11/26 (木)	午前	9:30	12:00	150	事例報告と検討②	田中 晃	社会福祉士
								(昼休憩)
		午後	13:00	13:30	30	家庭裁判所の役割 2 (DVD 私は成年後見人)	和田 百合	伊勢原市社協職員
			13:30	14:30	60	後見実施機関の実務と市民後見人に対するサポート体制	青木 優	伊勢原市 福祉総務課職員
					10	(休憩)		
	14:40	15:40	60	効果測定	伊勢原市社協職員			
	15:45	16:00	15	閉講式	伊勢原市福祉総務課職員			

伊勢原市権利擁護協力員登録基準（H27.9.7あり方検討会最終案）

（趣旨）

第1条 この基準は、（仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業実施要綱第5条に基づき、（仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター（以下「センター」という。）が行う事業に協力する権利擁護協力員の登録等に関し、必要な事項を定める。

（登録）

第2条 センターは、次の各号に定める基準を全て満たしている者を権利擁護協力員として登録することができる。

- （1）原則、伊勢原市内に在住していること。
- （2）センターが指定する市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）を修了していること。
- （3）25歳以上であること。
- （4）次のア～エの全ての事由に該当しないこと。
 - ア 禁治産宣告・準禁治産者宣告を受けたことがある。
 - イ 後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）の開始、任意後見監督人選任の審判を受けたことがある。
 - ウ 破産者である、又は過去に破産宣告を受けたことがある。
 - エ 裁判所で、法定代理人、後見人を免ぜられたことがある。
- （5）親族以外の任意後見契約の受任者や任意後見人になっていないこと。
- （6）センターからの推薦を除き、親族以外の成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）になっていないこと。
- （7）後見人等を受任している団体に所属または関与していないこと。ただし、伊勢原市（以下「市」という。）の補助事業として法人後見事業を実施している団体はこの限りではない。

（活動内容）

第3条 権利擁護協力員は、次の各号に定める活動を行う。

- （1）センターが行う権利擁護に関する普及・啓発事業に協力する。
- （2）成年後見制度を活用している市民等で見守り等が必要な者に対して、日常の見守り役として、センターの指示に基づき活動する。

（登録手続）

第4条 登録希望者は、権利擁護協力員登録票（第1号様式）をセンターに提出する。

- 2 センターは、登録希望者に対して面接を行い、登録基準を満たしていることを確認した上で、登録及び活動の内容を決定する。

（登録期間及び更新）

第5条 権利擁護協力員の登録及び更新については、次の各号のとおり定める。

- (1) 権利擁護協力員の登録期間は2年とする。
- (2) 登録の更新時の基準は、第2条に定める登録の基準と同様とする。
- (3) 登録の更新を希望する者は、登録期間満了の1カ月前までに第4条第1項に規定する登録票をセンターに提出する。
- (4) 登録の更新にあたっては、センターが登録の基準を満たしていることを確認した上で、更新を決定する。

(登録事項の変更)

第6条 権利擁護協力員登録者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかにセンターに申し出なければならない。

(登録者の活動)

第7条 登録者が活動を行う場合は、次の各号の内容を遵守しなければならない。

- (1) 登録者は、登録した活動について、センターからの依頼を受けて活動するものとする。
- (2) 登録者は、権利擁護協力員としての趣旨と責務をふまえ、それにふさわしい倫理観を持って誠実に活動するものとする。
- (3) 登録者は、登録者であることを権利擁護協力員の趣旨に反して利用してはならない。

(登録者の研修)

第8条 センターは、登録者の知識の取得、活動の質の向上等を図るため、登録者を対象とするフォローアップ研修等を実施する。

(活動の停止)

第9条 センターは、登録者が第2条に規定する基準を欠くに至った場合や権利擁護協力員の責務を果たさない場合、登録者の活動を停止することができる。

2 活動の停止は、センターが登録者又は関係者から事情を聴取したうえで決定する。

3 センターは、活動を停止された者に対してその旨を文書で通知する。

(活動の停止希望)

第10条 登録者が活動の停止を希望する場合は、活動停止届（第3号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、活動停止希望者に対して面接を行い、活動の停止を決定する。

(登録の抹消)

第11条 センターは、登録者が反復または継続して第9条第1項に規定する状態にあるときは、その登録を抹消することができる。また、登録者としての適性を欠くと認められる事由がある場合も同様とする。

2 登録の抹消は、センターが登録者及び関係者から事情を聴取したうえで決定する。

3 センターは、登録を抹消した者に対してその旨を文書で通知する。

(登録の抹消希望)

第12条 登録者が登録の抹消を希望する場合は、登録抹消届(第4号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、登録抹消希望者に対して面接を行い、登録の抹消を決定する。

(守秘義務)

第13条 センター及び登録者は、それぞれの活動にあたっては、個人情報の保護に関する法令及び条例の趣旨を踏まえ、個人情報の収集、管理等適正な取扱いについて十分な注意を払わなければならない。

2 センター、登録者又は登録者であったものは、それぞれの活動により知り得た個人情報や秘密を漏らし、又はこの活動以外の目的に使用してはならない。ただし、この基準に定める報告等で必要な場合は、その限りではない。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、登録等の取扱いに関し必要な事項及びこの基準の改正については、センター運営委員会の審議等を受けて市が決定する。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

伊勢原市市民後見人バンク運営要領（H27.9.7あり方検討会最終案）

（趣旨）

第1条 この要領は、（仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業実施要綱第5条第6号に基づき、（仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター（以下「センター」という。）に設置する伊勢原市市民後見人バンク（以下「市民後見人バンク」という。）の運営について定める。

（登録基準）

第2条 センターは、次の各号に定める基準を全て満たしている者を市民後見人候補者として登録することができる。

- （1）原則、伊勢原市内に在住していること。
- （2）センターが指定する市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）を修了していること。
- （3）25歳以上75歳未満であること。
- （4）次のア～エの全ての事由に該当しないこと。
 - ア 禁治産宣告・準禁治産者宣告を受けたことがある。
 - イ 後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）の開始、任意後見監督人選任の審判を受けたことがある。
 - ウ 破産者である、又は過去に破産宣告を受けたことがある。
 - エ 裁判所で、法定代理人、後見人を免ぜられたことがある。
- （5）社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の補助員である後見支援員として、適切な活動実績が1年以上あること。
- （6）親族以外の任意後見契約の受任者や任意後見人になっていないこと。
- （7）センターからの推薦を除き、親族以外の成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）になっていないこと。
- （8）後見人を受任している団体に所属または関与していないこと。ただし、伊勢原市（以下「市」という。）が補助事業として法人後見事業を実施している団体はこの限りではない。

（登録手続き）

第3条 登録希望者は、市民後見人バンク登録申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、登録希望者に対し面接を行い、登録基準を満たしていることを確認した上で、登録・受任調整会議で、登録の可否を決定する。

（登録期間及び更新）

第4条 市民後見人バンクの登録及び更新については、次の各号のとおり定める。

- (1) 市民後見人バンクの登録期間は1年とする。
- (2) 登録更新の基準は、登録更新時において第2条各号に定める基準をすべて満たしていること及び第2条第2号とは別にセンターが指定する研修を全て履修していることとする。
ただし、市民後見人バンク登録者（以下「登録者」という。）がセンターの推薦により後見等を受任している者（以下「受任者」という。）である場合には、第2条第3号の規定は適用しない。
- (3) 登録の更新を希望する者は、登録期間満了の1か月前までに第3条に規定する市民後見人バンク登録申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）をセンターに提出する。
- (4) 登録の更新にあたっては、センターが登録の基準を満たしていることを確認したうえで、登録・受任調整会議で、登録更新の可否を決定する。

（登録事項の変更）

第5条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかにセンターに申し出なければならない。

（登録者の研修）

第6条 センターは、登録者の知識の取得、活動の質の向上を図るため、登録者を対象とするフォローアップ研修等を実施する。

2 登録者は、フォローアップ研修等に参加し、資質の向上に努めなければならない。

（推薦手続き）

第7条 センターは、次の各号に定める場合に、登録・受任調整会議を開催し、市民後見人候補者を推薦する。

(1) センターが直接、市長による後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）開始の審判の申立て（以下「市長申立て」という。）の支援を行うこととなった場合。

(2) センターが直接、本人または親族等に対する後見等開始の審判の申立の支援を行うこととなり、かつ、申立人が後見人等候補者に市民後見人を希望した場合。

2 センターは、次の各号に定める場合に、登録・受任調整会議において、市民後見人が後見人等となるに望ましい案件であるか判定を行ったうえで、望ましいと判断した場合には、市民後見人候補者を推薦する。

(1) 市長申立てを行うに際し、市民後見人候補者の推薦依頼を受けた場合。

(2) 伊勢原市（以下「市」という。）が本人又は親族等に対する後見等開始の審判の申立の支援を行うに際し、市民後見人候補者の推薦依頼を受けた場合。

(3) 家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼を受けた場合。

(4) 既存の後見等開始の審判申立て事件等について、後見人等が辞任許可申立及び後見人等選任申立てを行うに際し、市民後見人候補者の推薦依頼を受けた場合。

(意向確認)

第8条 センターは、市民後見人候補者に受任の意向を確認する。その場合、個人情報保護に配慮し、当該後見事案に関する情報を提示する。

2 センターから意向を確認された市民後見人候補者は、後見人等候補者推薦(受諾・辞退)書兼誓約書(第3号様式)をセンターに提出しなければならない。

3 受任承諾する候補者は、候補者に関する照会票(第4号様式)をあわせてセンターに提出しなければならない。なお、候補者は、承諾をした後は、利益相反関係の判明、健康上の理由など特段の事情がない限り辞退できない。

4 センターが後見人等候補者として選定又は推薦した候補者については、家庭裁判所からあらためて照会や面接、承諾の意向確認が行われ、審判により後見人等に選任される。

(受任者の後見等活動)

第9条 受任者は、家庭裁判所による指導監督に基づき、次の各号に掲げる事項を前提として後見人等としての活動に従事しなければならない。

(1) 受任者が後見人等の事務の遂行に必要とする費用については、民法第861条第2項に基づき、成年被後見人、被保佐人、被補助人(以下「被後見人等」という。)の財産の中から支弁される。

(2) 受任者は、定期的の後見人等としての活動の報告をセンターに対し行うとともに、家庭裁判所から照会等があった場合や家庭裁判所への上申、許可等の申立など状況の変化や不明な事項に直面した場合は、センターに連絡または報告する。

(3) センターは、受任者の就任時、後見等の終了時、前号の報告等があった場合やセンターが必要と判断した場合は、受任者の後見活動に対し助言・支援を行う。その際、センターは専門職や学識経験者等の支援を求めることができる。

(4) 受任者は、前号の助言・支援を基本として活動しなければならない。

(5) 受任者は、受任者であることを、受任案件の後見人等としての活動及びセンター事業以外の目的に利用してはならない。

(6) 受任者は、被後見人等またはその家族・親族からの財産の贈与、寄付を受けてはならない。当該後見等の終了後も同様とする。

(登録の抹消)

第10条 センターは、市民後見人候補者及び受任者が第2条に規定する基準を欠くに至った場合や受任者としての責務を果たさない場合、登録を抹消す

ることができる。また、不正を疑われる行為、著しい不行跡、その他後見等の職務の適正を欠くと認められる事由がある場合、登録を抹消する。

2 登録の抹消は、センターが市民後見人候補者、受任者及び関係者から事情を聴取したうえで、登録・受任調整会議において審議し決定する。

3 センターは、登録の抹消対象となった者が現に受任者である場合、その者に対し後見人等の辞任を勧告するとともに、その経過を家庭裁判所に文書で連絡する。

センターは、前記の者が辞任後、他の登録者等を後任の市民後見人候補者として推薦できるよう調整する。

4 センターは、登録を抹消された者に対してその旨を文書で通知する。

(登録の抹消の申出)

第11条 市民後見人候補者が登録の抹消を希望する場合は、登録抹消届(第4号様式)をセンターに提出する。

2 登録の抹消を希望する者が現に受任者である場合は、センターは面接等により受任者から事情を聴取した上で、登録・受任調整会議において審議し、抹消の希望理由が妥当であると認められた後、登録を抹消し、その旨を文書で受任者に通知する。

3 登録抹消を認められた受任者は、家庭裁判所に後見人等の辞任を申し立てなければならない。その際、センターは、他の登録者を後任の市民後見人候補者として推薦できるよう調整し、その経過を家庭裁判所に文書で通知する。

(辞任及び解任)

第12条 受任者が辞任する場合若しくは家庭裁判所により解任された場合、受任者は、自らの責任において後見等終了の事務を行わなければならない。

2 センターは、被後見人等に不利益や生活上の支障が生じないよう後見等終了の事務について、必要に応じて支援を行う。

3 受任者が辞任する場合は、後見人等の辞任及び必要に応じ後任の選任の申し立てを行い、その申立て費用については申立人の負担とする。ただし、登録・受任調整会議において申立人の負担について適当でないと判断した場合は、この限りではない。

(登録・受任調整会議の設置及び所掌事務)

第13条 センターは、登録・受任調整会議を設置する。

2 登録・受任調整会議は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 第10条第1項における登録の抹消について

(2) 市民後見人候補者の登録の可否について

(3) 市民後見人候補者を後見人等候補者として申し立てることの可否について

(4) 後見人等候補者の選定について

(登録・受任調整会議の組織及び委員の任期)

第14条 登録・受任調整会議の委員は、センター長、成年後見制度に関する専門知識を有する者、行政、伊勢原市社協職員の中から5名以内で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 登録・受任調整会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選による定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議)

第15条 登録・受任調整会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 登録・受任調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 登録・受任調整会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第16条 センター及び登録者は、それぞれの活動にあたっては、個人情報の保護に関する法令及び条例の趣旨を踏まえ、個人情報の収集、管理等適正な取扱いについて十分な注意を払わなければならない。

- 2 センター、登録者又は登録者であったものは、それぞれの活動により知り得た個人情報や秘密を漏らし、又はこの活動以外の目的に使用してはならない。ただし、この要領に定める報告等で必要な場合は、その限りではない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、登録等の取扱いに関し必要な事項及びこの基準の改正については、センター運営委員会の審議等を受けて市が決定する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

平成26年度 海老名市市民後見人養成講座（実践研修）実施要領

1. 趣旨

この要領は、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「海老名市社協」という。）が海老名市から委託を受けて実施する海老名市市民後見人養成実践研修（以下「実践研修」とする。）に関し、必要な事項を定める。

2. 目的

地域福祉の観点から、地域における第三者後見人として身近な地域住民としての特性を生かし、市民の権利擁護に取り組む「市民後見人」を養成するため、本講座を実施する。

3. 事業の内容

1) 受講者

平成25年度に神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」とする。）が行った市民後見人養成講座（基礎研修）を修了し、実践研修の受講を希望する者とする。

2) 受講申し込み方法

県社協が主催する事前オリエンテーション（平成26年8月5日開催）に出席し、実践研修開催要項（別紙1）・実践研修に関するQ&A（別紙2）内容に了解の上、受講申込書（別紙3）及び実習日日程調整用紙（別紙4）を簡易書留または特定記録郵便により提出する。

受講申し込みの期限は、平成26年8月20日（水）とする。

3) 受講料

研修参加費、教材費及び損害賠償保険加入のための受講者の費用負担はないものとする。ただし、研修会場までの交通費は自己負担とする。

4) 研修内容

研修期間は平成26年10月3日（金）～12月11日（木）とし、詳細は別紙5・6のとおりとする。

5) 損害賠償保険

実践研修における後見人業務同行及び施設実習時における事故に対応するため、全国社会福祉協議会のボランティア行事保険への加入を行う。

6) 修了の評価

①実践研修修了判定会を設置（設置要領は別途定める）し、修了のための総合的な評価を行う。

②修了判定会には外部委員として2名依頼する。（別紙6（4）のとおり）

③審査の結果、修了認定となった受講生には、修了証書を発行する。

7) 予算措置（講座運営に係る費用のみ）

経理区分 C 市民後見人養成研修事業経理区分 事業費支出

費目	費用	予算措置
①謝礼	274,500 円 ・講師 90,000 円 ※実際には 180,000 円のところ 綾瀬市社協との折半 ・実習 150,000 円 ・修了判定 34,500 円	諸謝金 365,000 円
②消耗品（テキスト印刷用紙・参考図書・お茶等）	29,000 円	消耗品費 その他の消耗品費 29,000 円
③切手・テキスト郵送代	7,250 円	通信運搬費 8,000 円
④行事用保険料	8,100 円	損害保険料 9,000 円

平成26年度 海老名市市民後見人養成講座(実践研修)カリキュラム

平成26年8月5日現在

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	会場	講師・実習先	
10月3日(金) 【第1日目】成年後見の関係制度・法律	9:30	9:45	15	開講式	海老名市立総合福祉会館 2階 第1・2会議室		
	9:45	11:40		成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎			
			30	社会保障・社会保険の基礎(総論)		行政	
			25	・生活保護制度		行政	
			25	・健康保険制度		行政	
		25	・年金制度	行政			
	11:40	12:05	25	税務申告制度等			行政
	12:05	13:05	60	休憩			
	13:05	14:35	90	介護保険制度			行政
	14:45	15:40	55	高齢者施策／高齢者虐待防止法			行政
15:40	16:35	55	障がい者施策／障がい者虐待防止法		行政		
10月7日(火) 【第2日目】成年後見の実務①	9:50	12:00	120	申立手続き書類の作成	海老名市立総合福祉会館 2階 第1・2会議室	佐賀弁護士	
	12:00	13:00	60	休憩			
	13:00	14:30	90	財産目録の作成			
	14:40	16:10	90	後見計画・収支予定の作成①②			
10月15日(水) 【第3日目】成年後見の実務②	10:30	12:00	90	報告書の作成	海老名市立総合福祉会館 2階 第1・2会議室	角田弁護士	
	12:00	13:00	60	休憩			
	13:00	14:30	90	後見事務終了時の手続き			
	14:40	16:10	90	死後事務、後見報酬付与申立事務			
10月24日(金) 【4日目】対人援助の基礎／課題演習①／体験実習①	10:00	12:10	120	対人援助の基礎	海老名市立総合福祉会館 2階 第1・2会議室	梅田社会福祉士	
	12:10	13:10	60	休憩			
	13:10	15:50	150	事例報告と検討①		市社協	
	16:00	17:00	60	体験実習についての留意点			
11月5日(水) 【5日目】家庭裁判所	10:00	11:30	90		横浜家庭裁判所		
10月～12月 【第6・7日目】体験実習②	約半日		150	後見人の後見業務同行		社会福祉士(那須・北尾・阿藤)	
	約1日		300	施設実習		えびな南・星谷学園	
12月11日(木) 【第8日目】	9:30	12:10	150	事例報告と検討②	海老名市立総合福祉会館 1階 第1・2娯楽室	綾瀬市社協(石橋氏)	
	12:10	13:10	60	休憩			
	13:10	14:10	60	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制		市福祉総務課職員	
	14:20	15:50	90	効果測定			
	15:55	16:10	15	閉講式			

平成27年度 海老名市市民後見人養成講座（実務研修）実施要領

1. 趣旨

この要領は、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「海老名市社協」という。）が海老名市から委託を受けて実施する海老名市市民後見人養成実務研修（以下「実務研修」とする。）に関し、必要な事項を定める。

2. 目的

地域福祉の観点から、地域における第三者後見人として身近な地域住民としての特性を生かし、市民の権利擁護に取り組む「市民後見人」を養成するため、平成25年度の基礎研修、平成26年度の実践研修に引き続き実務の学習を中心とした本講座を実施する。

3. 事業の内容

1) 受講者

平成26年度の海老名市市民後見人養成講座（実践研修）を修了し、実務研修の受講を希望する者とする。

2) 研修内容

研修期間は平成27年5月19日（火）～平成28年3月10日（木）とし、詳細は別紙1及び2のとおりとする。

3) 受講申し込み方法

実務研修説明会（平成27年4月10日開催）に出席した上で、受講申込書（別紙3）を郵送または直接来所により提出する。

受講申し込みの期限は、平成27年4月16日（水）とする。

なお、受講希望の者全員に対し、4月21日（火）午前中に個別面談を実施し、実践研修修了判定会における指摘事項を伝達することとする。

4) 受講料

研修参加費、教材費及び損害賠償保険加入のための受講者の費用負担はないものとする。ただし、研修会場までの交通費は自己負担とする。

5) 損害賠償保険

実務研修における後見支援同行及び体験実習時における事故に対応するため、全国社会福祉協議会のボランティア行事保険への加入を行う。

6) 修了の評価

- ①事務局は、出席状況（全出席）・記録（全提出）・受講態度・論述試験により受講生を評価する。
- ②修了認定審査会を設置（設置要領は別途定める）し、事務局の行った評価の適否について、受講生の面接を行った上で判断する。
- ③修了認定となった受講生には、修了証書を発行する。

7) 予算措置（講座運営に係る費用のみ）

経理区分 C 市民後見人養成研修事業経理区分 事業費支出

費目	費用	予算措置
①謝礼	240,000 円 ・座学講師 150,000 円 ・修了判定 90,000 円	諸謝金 240,000 円
②消耗品（テキスト印刷用紙・参考図書・お茶等）	30,000 円	消耗品費 その他の消耗品費 30,000 円
③切手代	4,100 円	通信運搬費 10,000 円
④行事用保険料	40,320 円	損害保険料 40,320 円

月別	回数	日程	テーマ	ねらい	講師	会場
5月	1	5月19日(火) 13:30~15:00	社協における権利擁護と地域福祉	・本人支援とは ・海老名市における地域福祉推進 ・上記2項を踏まえた市民後見人の役割・意義	地域福祉課長 白倉 博子	第1・2会議室(2階)
	2	5月19日(火) 15:00~15:30	後見支援同行オリエンテーション		市社協職員	第1・2会議室(2階)
	3	5月27日(水) 10:00~11:30	市民後見人の基本姿勢と倫理	・市民後見人に必要な6つの基本姿勢	延命 政之 弁護士	第1・2会議室(2階)
6月	4	6月19日(金) 10:00~12:00	傾聴入門	・自己のコミュニケーション姿勢をふりかえる ・本人や関係機関との適切な信頼関係を構築するためのコミュニケーション基本	アクティヴリッスン 澤村 直樹 代表	第1・2会議室(2階)
	5	6月19日(金) 13:00~14:30	対象者の理解① 知的障がい・発達障がい【発展】	・適切な本人理解のために必要な「知的障がい」「発達障がい」の理解→生活のしづらさ、具体的な接し方、配慮すべき点の理解。	星谷学園 安藤浩己 園長	第1・2会議室(2階)
7月	6		後見支援同行①	法人後見担当職員の支援同行		
	7		体験実習①	A包括・居宅 B訪問・通所 C日常・地域のいずれか		
8月	8	8月4日(火) 10:00~12:00	アセスメント・モニタリングの技術	・アセスメントに基づいた後見計画の立案 ・モニタリングからの後見計画見直し	市社協職員	第1・2会議室(2階)
	9	8月4日(火) 13:00~15:00	対象者の理解② 精神疾患【発展】	・適切な本人理解のために必要な「精神疾患」の理解(特に認知症、統合失調症、うつ、躁うつ)→具体的な接し方、生活のしづらさ、面談時に配慮すべき点の理解	根岸 了 精神科医	第1・2会議室(2階)
	10		後見支援同行②	法人後見担当職員の支援同行		
9月	11	9月15日(火) 10:00~12:00	面接の技術	・本人との信頼関係を築き、状態把握や困り感を聞き取ることのできる面接技法	諏訪部 政好 臨床心理士	第1・2会議室(2階)
	12	9月25日(金) 10:00~12:00	事例検討①		市社協職員	第1・2会議室(2階)
	13		後見支援同行③	法人後見担当職員の支援同行		
10月	14		ふりかえりヒアリング			
	15		体験実習②	A包括・居宅 B訪問・通所 C日常・地域のいずれか		
11月	16		後見支援同行④	法人後見担当職員の支援同行		
12月	17		後見支援同行⑤	法人後見担当職員の支援同行		
	18		体験実習③	A包括・居宅 B訪問・通所 C日常・地域のいずれか		
1月	19		後見支援同行⑥	法人後見担当職員の支援同行		
	20	1月21日(木) 15:00~17:00	えびなネット	・市内関係機関との連携、社会資源、権利擁護ネットワークの理解	市社協職員	第1・2会議室(2階)
2月	21	2月9日(火) 14:00~15:30	法人後見審査会	・法人後見審査会の機能や役割 ・心掛けるべき支援の在り方		要調整
	22	2月23日(火) 10:00~12:00	事例検討②		梅田 滋 社会福祉士	第1・2会議室(2階)
	23	2月23日(火) 13:00~14:00	論述試験			
	24		後見支援同行⑦	法人後見担当職員の支援同行		
3月	25	3月10日(木) 13:30~	面接試験・修了判定会			

平成27年度 綾瀬市市民後見人養成講座（実践研修）開催要綱

1 目的

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を綾瀬市において養成する一環として、市民後見人養成講座（実践研修）を開催する。

この養成講座は、神奈川県社会福祉協議会が平成27年度に実施した基礎研修に続く実践研修となる。

2 主催

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（綾瀬市受託事業）

3 受講者

平成27年度市民後見人養成講座（基礎研修）を修了し、実践研修の受講を希望する者。

4 日程及び会場

別添日程表のとおり

5 受講料

無料（※会場までの交通費は、受講者負担とする。）

6 内容

(1) 実践研修の内容は、厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に基づき9日間の実施とする。基礎研修を踏まえ、より専門的な知識を身に付けることを目指す。

(2) 講義・演習形式の研修を7日間、体験実習を2日間行う。

※詳細は、日程表を参照

7 実践研修の修了について

本研修は、次の(1)～(3)全ての要件に該当したものを総合的に評価する。

(1) 全日程の受講

(2) 市民後見人に必要な知識や技術を習得しようとする姿勢

(3) 最終日に実施する効果測定（試験）の結果

- 8 評価方法及びガイドライン
弁護士、市高齢介護課長、社協常務理事、社会福祉士の4名

- 9 研修終了後から後見活動への参加までの予定
平成28年度以降、実践研修の修了者は、綾瀬市社会福祉協議会で実施している市民後見事業の市民後見サポーターとして登録を希望することができる。ただし、個人受任は家庭裁判所が行うものであり、市民後見人として後見業務を担えると保証されているわけではない。

- 10 申込方法
申込は、受講申込書を、郵送または社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会へ直接持参する。
申込期限は、10月29日とする。(郵送の場合は、29日必着)

- 11 修了証書
合格者には修了証書を交付する。

- 12 その他
施設の実習日程は、実践研修開講後、調整し、受講生に伝達する。

【お申込み、お問合せ先】

社会福祉法人 綾瀬市社会福祉協議会 (担当：三浦)

〒252-1192

綾瀬市早川550番地 (綾瀬市役所内)

電話：0467-77-8166

平成27年度 綾瀬市市民後見人養成講座(実践研修) 日程表

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	会場	講師・実習先	
【1日目】 成年後見の関 係制度・法律	10月30日(金)	9:30	9:45	15	開講式	綾瀬市役所 3階 305会議室	
		9:45	10:10	25	オリエンテーション		綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
		10:10	10:20	10	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎		綾瀬市 高齢介護課職員
		10:20	10:40	20	社会保障・社会保険の基礎(総論)		綾瀬市 高齢介護課職員
		10:50	11:15	25	生活保護制度		綾瀬市 福祉総務課職員
		11:25	11:45	20	健康保険制度		綾瀬市 保険年金課職員
		11:55	12:15	20	年金制度		綾瀬市 保険年金課職員
		12:15	13:15	60	休憩		
		13:15	14:45	90	介護保険制度		綾瀬市 高齢介護課職員
		14:55	15:50	55	高齢者施策／高齢者虐待防止法		綾瀬市 高齢介護課職員
	16:00	16:55	55	障がい者施策／障がい者虐待防止法	綾瀬市 障がい福祉課職員		
【2日目】 家庭裁判所	11月5日(木)	10:00	11:30	90	家庭裁判所		
【3日目】 成年後見の実 務①	11月13日(金)	9:50	12:00	120	申立手続き書類の作成	藤沢市社会福祉協 議会会議室	司法書士
		12:00	13:00	60	休憩		
		13:00	14:30	90	財産目録の作成		司法書士
		14:40	16:10	90	後見計画・収支予定の作成①②		司法書士
【4日目】 成年後見の実 務②	11月20日(金)	9:20	10:20	60	税務申告制度等	藤沢市社会福祉協 議会会議室	税理士
		10:30	12:00	90	報告書の作成		行政書士
		12:00	13:00	60	休憩		
		13:00	14:30	90	後見事務終了時の手続き		行政書士
		14:40	16:10	90	死後事務、後見報酬付与申立事務		行政書士
【5日目】 対人援助の基 礎／課題演習 ①／体験実習 ①	11月27日(金)	9:50	10:50	60	地域福祉の取組み状況・社会資源	藤沢市社会福祉協 議会会議室	綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
		11:00	12:00	60	体験実習に向けて		綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
		12:00	13:00	60	休憩		
		13:10	15:10	120	対人援助の基礎		社会福祉士
		15:20	16:20	60	人権・権利擁護の理念		弁護士
【6日目】 体験実習②	12月1日(火)	9:30	12:00	150	後見人の後見業務同行	在宅1名、施設2名	綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
【7日目】 体験実習③	12月9日(水)	10:00	16:30	300	施設実習	午前 貴志園 午後 道志会	綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
【8日目】 事例報告と検討	12月4日(金)	9:10	12:00	150	事例報告と検討①	藤沢市社会福祉協 議会会議室	弁護士
		12:00	13:00	60	休憩		
		13:00	15:50	150	事例報告と検討②		社会福祉士
【9日目】 効果測定	12月18日(金)	9:00	10:00	60	後見実施機関の実務と市民後見活 動に対するサポート体制	藤沢市社会福祉協 議会会議室	綾瀬市社会福祉協議会 あんしんセンター職員
		10:10	11:40	90	効果測定		
		11:40	12:00	20	閉講式		

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会市民後見事業実施細則

平成27年4月1日
綾社協細則第2号

(主旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会綾瀬あんしんセンター設置運営規程（平成22年綾社協第1号）（以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が綾瀬市民の参加により、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心とした日常生活の支援等を中心とした成年後見業務（以下「市民後見業務」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この細則による事業は、「市民後見事業」と称する。

(業務内容)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）の業務
- (2) 前号に付随する業務
- (3) その他本会会長が必要と認めた業務

(対象者)

第4条 本会が行う市民後見事業の対象者は、規程第3条第2号の受任者で、虐待や親族紛争等著しく問題を抱える者を除く、本会会長が認めた者（以下「対象者」という。）とする。

(市民後見サポーター)

第5条 本会は、市民後見サポーター（以下「サポーター」という。）に対象者に関わる第3条の業務を行わせるものとする。

- 2 サポーターは、神奈川県社会福祉協議会が実施する市民後見人養成研修基礎課程及び本会が実施する市民後見人養成研修実践過程を修了し、かつ修了判定で合格した者で、市民後見サポーター登録書（新規・変更）（第1号様式）により登

録した者とする。

- 3 サポーターが自己都合により活動を中止する場合は、本会会長に理由を付した文書にて解任を申出るものとする。
- 4 サポーターの報酬は、一日の活動ごとに2,000円とし、当該月の活動日数を乗じた額を翌月15日までにサポーターの指定した口座に振り込むものとする。
- 5 サポーターは、事前に市民後見業務活動実施票（定期・臨時）（複写式）（第2号様式）を作成し、対象者もしくは立会人の確認を受けるものとする。また業務終了後は、本会事務局長の確認を受けるものとする。
- 6 サポーターは、市民後見業務実施報告書（第3号様式）及び家庭裁判所指定の事務報告書、財産目録を作成するものとし、本会会長は、原則として後見人等に就任した日から1年ごとに家庭裁判所に報告するものとする。
- 7 サポーターの活動期間は最長2年とし、本会の後見事業専門員の指導のもとに活動を行うものとする。
- 8 サポーター単独での受任が可能であると本会事務局長が判断した場合は、本会理事会で審議のうえ、家庭裁判所へ法人受任の解任を申立て、解任の審判があった場合は、当該サポーターに対象者を引き継ぐものとする。
- 9 本会は前項の申立と併せて、本会が後見監督人となる旨の申立てを併せて行うものとする。
- 10 サポーターに事故ある時は、本会が加入する保険の範囲で補償するものとする。
- 11 サポーターが著しい不正等を行った場合は、直ちに登録を抹消するとともに、生じた損害について本会会長は、サポーターに請求するものとする。
- 12 その他サポーターの業務等に必要なことは、別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会法人後見事業実施細則（平成23年綾社協細則第1号）に準ずるものとし、それ以外の事項は本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

市民後見サポーター登録書（新規・変更）

年 月 日

社会福祉法人
綾瀬市社会福祉協議会長

次のとおり登録します。

	登録番号	号
ふりがな		性別
氏名		男・女
住所	綾瀬市	
電話番号		
ファックス番号		
メールアドレス		
携帯電話番号		
生年月日	年 月 日 (歳)	
基礎研修修了日	年 月 日	
実践研修修了日	年 月 日	
資格等		
移動手段		
指定口座	口座名 金融機関名 本・支店 普・当 口座番号	

※変更申請の場合は、氏名以外の変更箇所のみ、ご記入ください。

第2号様式（第5条関係）

市民後見業務活動実施票（定期・臨時）（複写式）

<利用者名： 様>

【活動前（事前）確認】

ご利用者	社会福祉協議会				サポーター (確認印)
	事務局長	次長・班長	担当職員	専門員	
印					

活動予定日時	平成 年 月 日 (曜日) 午前/午後 時 分～ 時 分
活動予定者	<input type="checkbox"/> サポーター () <input type="checkbox"/> 専門員 ()

預貯金の払戻 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	払戻総額				円	
	金融機関	金融機関：	支店：			
		口座名義：	口座番号：			
	利用者から 通帳預かり <一時的>	<input type="checkbox"/> あり	支援方法	<input type="checkbox"/> 代 行		
			預かり時	(利用者印)	(サポーター印)	
<input type="checkbox"/> なし		支援方法	<input type="checkbox"/> 同 行	<input type="checkbox"/> 代 理		

現金の預かり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	現金総額			円
	預かり時	(利用者印)	(サポーター印)	
備考欄				

支払 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	振込総額	(手数料総額含む)			円
		【支払金額 (+手数料)】		【支払先・支払内容】	
	①	円 (円)			
	②	円 (円)			
	③	円 (円)			
	④	円 (円)			
⑤	円 (円)				

現金の届け <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	現金総額				円
	【使途】	上記の現金を確かに受け取りました。(利用者印)			

【活動後（事後）確認】

ご利用者	社会福祉協議会				サポーター (確認印)
	事務局長	次長・班長	担当職員	専門員	
印					

処理日 平成 年 月 日

第3号様式（第5条関係）

市民後見業務実施報告書（ 年 月～ 年 月分）
氏名 様

日付	活動内容 (訪問先)	通帳名	出金	入金	備考・その他

これまでの検討内容

<p>第1回</p>	<p>座長、副座長の指名について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県内における市町村社協による法人後見事業と市民後見人養成の取組状況 2 市民後見人養成課題検討会の考え方について 3 市民後見人養成広域実施他府県の状況について 4 市民後見人養成における広域実施の検討課題について
<p>第2回</p>	<p>市民後見人養成の広域実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民後見人養成を近接自治体と合同で実施した経験からの課題、効果等 2 社協の立場として近接自治体と合同で市民後見人養成を行う場合の課題、効果等 3 行政の立場から、近接自治体と合同で市民後見人養成を行う場合の課題、効果等 4 法人後見、市民後見養成を実施していない町社協でのヒアリング結果に基づき、成年後見業務についての現状と今後の方向性についての報告
<p>第3回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民後見人養成実施に関するアンケート調査の結果について 2 市民後見人の受任に向けて（平塚市の状況と越谷市社協視察報告） 3 県内市町村社協の状況（町社協） 4 アンケート調査の実施について（市町村） 5 課題検討会中間まとめについて

平成27年度市民後見人養成課題検討会名簿

(委員)	
氏名	所属
内嶋 順一	横浜弁護士会
田中 晃	神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川運営委員長
岩本 英裕 ※	平塚市福祉部福祉総務課
佐藤 直美	海老名市保健福祉部福祉総務課
中田 栄二 ※	平塚市社会福祉協議会 いきいき生活支援課 成年後見利用支援センター班
和田 百合 ※	伊勢原市社会福祉協議会 局長補佐
明田川 敦子	海老名市社会福祉協議会地域福祉課
石橋 正道	綾瀬市社会福祉協議会地域福祉班長
	※ 執筆・執筆協力
(オブザーバー)	
浜辺 和代	神奈川県保健福祉局 福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ グループリーダー
金岡 知世	神奈川県保健福祉局 福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ 主査

かながわの市民後見人養成の現状と課題

～権利擁護人材養成へのさらなる展開に向けて～

(市民後見人養成課題検討会報告書中間まとめ)

発行日：2016年3月31日

発行：(福)神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

電話045-312-5788 FAX045-322-3559

URL：<http://www.knsyk.jp/>

e-mail：kouken@knsyk.jp